

平成22年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

平成22年3月10日（水曜日）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 一般職の職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 平成21年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第6号） |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 平成21年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 平成21年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成21年度御宿町一般会計補正予算（第11号） |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成22年度御宿町水道事業会計予算 |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成22年度御宿町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成22年度御宿町老人保健特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成22年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第15号 | 平成22年度御宿町介護保険特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第16号 | 平成22年度御宿町一般会計予算（説明まで） |
| 日程第17 | 請願第 1号 | 「中小業者の自家労賃を必要経費として認めるために、所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出の請願書 |
| 日程第18 | 発議第 1号 | 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について |
| 日程第19 | 発議第 2号 | 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討開議での採択に向 |

けた取組みを求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	松崎啓二君	2番	白鳥時忠君
3番	川城達也君	4番	新井明君
5番	石井芳清君	6番	伊藤博明君
7番	小川征君	8番	中村俊六郎君
9番	式田孝夫君	10番	貝塚嘉軼君
11番	大地達夫君	12番	瀧口義雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	佐藤和己君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君
産業観光課長	藤原勇君	教育課長	大竹伸弘君
建設環境課長	米本清司君	税務住民課長	岩瀬由紀夫君
保健福祉課長	瀧口和廣君	会計室長	渡辺晴久君

事務局職員出席者

事務局長	多賀孝雄君	主任主事	市東秀一君
------	-------	------	-------

閉議の宣告

議長（新井 明君） 皆さん、こんにちは。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

なお、傍聴人に申し上げます。本日は、傍聴席が混雑しますので、けがのないように注意してください。傍聴に当たっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

なお、役場前のロータリーに駐車している方がありましたら、車の移動をして駐車場にお願いをしたいと思います。

では、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第1、議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石田町長。

町長（石田義廣君） 議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本案は、3月31日に任期満了となります固定資産評価審査委員会委員の田中正一氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

同委員の略歴につきましては、資料として添付してありますので、ご同意くださいますようお願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第2、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

木原企画財政課長より、議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

企画財政課長(木原政吉君) 議案第2号 専決第1号 平成21年度一般会計補正予算(第10号)についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、千葉海区行業調整委員会委員について、委員の定数9名のうち1名の欠員が生じたことから、漁業法第93条第2項の規定による補欠選挙が予定され、3月9日に選挙執行が告示されたところでありますが、去る2月12日に開催されました県選挙管理委員会において、3月18日の投票日程が示されたことから、期日前投票や入場券等事務費、投開票事務費等について早急に対応するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ123万8,000円を追加し、補正後の予算総額を31億415万9,000円としております。補正財源といたしましては、全額県の委託金が充当されますが、予算執行事務上で、純繰越金2万円を充て、収支の均衡を図りました。

それでは、予算書の事項別明細に沿ってご説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、15款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金で121万8,000円、千葉県選挙管理委員会で示す委託基準を踏まえ積算をしております。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金2万円は、前年度からの純繰越金であります。

以上、歳入予算額123万8,000円の追加であります。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。

2款総務費、4項選挙費、5目海区漁業調整委員会委員選挙の補正で、内訳で見ますと1節報酬で44万5,000円、選挙管理委員会並びに投票管理者等報酬にかかわるものであります。3節職員手当は63万9,000円で、期日前投票8日前分と投開票事務にかかわるものであります。11節需用費は10万9,000円で、選挙事務消耗品費6万7,000円と入場券の印刷代4万2,000円であります。12節役務費につきましては、入場券等の郵便料並びに専用電話の設置料として4万5,000円を計上いたしました。

以上、歳出予算額123万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を31億415万9,000円とするものであります。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 専決処分ということでありますが、今回の案件であります海区漁業調整委員会委員の選挙ということでありますが、この海区漁業調整委員というのはどういう仕事をしている内容でございましょうか。

それから、この選挙であります、選挙を行えると、いわゆる投票できる有権者と申しまししょうか、それはどういう基準と申しまししょうか、その内容、人数と、なれる条件について説明をいただきたいと思えます。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 海区漁業調整委員の機能についてのご質問ですが、漁業法第1条にこれは規定されております。漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構でありまして、漁業法の目的としてこの漁業調整委員会の運用によりまして、水面を効果的に利用し、漁業生産力を発展させ、あわせて民主化を図ることを目的としている委員会でございます。よろしく申し上げます。

それと、この選挙権、被選挙権についてのご質問であります、御宿町で合計236名であります。第1投票所として御宿岩和田漁協の本所でありまして184名、第2投票所岩和田漁業支所として52名、これがトータルで236名、12月5日現在の数字であります。

それから、被選挙権につきましては、1年に90日以上漁船を使用して漁業に従事をされる方で20歳以上で漁業者及び従事者ということになっております。よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

この海区漁業調整委員、非常に大ざっぱな内容だったんですけれども、近年具体的な事務はどのようなものがされたか、もし承知してありましたらその内容について説明を受けたいと思

います。

それから今、全部で選挙権を持つ者が236名ということで、20日以上漁業従事者というふうにおっしゃいましたか。

(「90日」と呼ぶ者あり)

5番(石井芳清君) ごめんなさい。90日以上ですね。90日以上ということでもありますけれども、そうしますと、例えば普通1世帯にお父さんやせがれだとか、あと奥さんとか女性だとかさまざまいるかと思うんですけれども、例えば船が何そうかあって、魚種によって違いますね、沖に出たり近海であったりということで、それは一人一人がこの条件を満たせば選挙権を持つということによろしいのでしょうか、それについてお願いいたします。

議長(新井 明君) 氏原総務課長。

総務課長(氏原憲二君) まず、選挙権につきましては、先ほど申し上げましたように、漁業者及び漁業従事者ということで専業、従事者とも含まれます。それと、どのような事案ということでもありますけれども、都道府県知事が諮問事項ということで、漁業計画の作成でありますとか、漁業権の免許その他漁業権に関する一切の行政庁の処分については、必ず漁業調査委員会の意見を聞いてから行わなければならないというようなことがございます。また、建議事項としましては、漁業調整委員会は都道府県知事に建議する事項として、漁業計画の樹立、免許後の漁業権に制限、条件をつけること、委員会の指示に従わない者に対して知事が命令を出すことなどがあるということでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長(新井 明君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第3号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第3、議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方

公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合の規約の変更についてご説明を申し上げます。

本案は、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体数の増減に伴いまして、千葉縣市町村総合事務組合の規約の改正が必要となりましたので、協議をいたすものであります。

改正の内容につきましては、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体である組合員、国保成東病院及び鴨川市南房総市環境衛生組合が、平成22年3月31日に解散することにより、組合員の団体数が減少することから、本組合同規約中組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する団体に関する規定について改正を行うものであります。

なお、改正後の共同処理団体数でございますが、36市20町村39組合1広域連合で合計96団体でございます。

以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井であります。

千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約ということでございますが、今回提案されております中でございますが、国保国吉病院組合という記述があるわけでありまして、これは本町もこの組合に加入しているわけでございますが、先般、名前が夷隅医療センターというような名前になったというように聞いておるわけでありまして、この国保国吉病院組合ということで明記しておるわけでございますが、この関係について一つお聞きしたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 団体別の業務処理事務一覧ということで規定を見ますと、国保国吉病院組合ということで変更はございません。仮称ということでその名称を使っておるんだと思いますけれども。

（「病院名は」と呼ぶ者あり）

総務課長（氏原憲二君） 病院名ですね。病院名をその名称を使っておるということであ

ります。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） そうしますと、いわゆるJRだとかJAだとかJPですか、こういうふうな略称といいましょか、呼称で呼ばれていますけれども、いわゆる定款そのものについては、規約そのものについては、あくまでも国保国吉病院組合という名称であるということであるというふうに思うのでありますが、そうしますと、結構わかりづらいというふうに思うわけがありますけれども、それにつきまして2つの呼称があるということによろしいんでしょうか。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 確かに呼称は病院名で、病院名はいすみ医療センターという病院名でありまして、自治体の組織としては国保国吉病院組合という自治体組織で使っておりますので、確かにわかりづらいということはありませんけれども、これはあくまでも自治体の組織する団体の考えでありますので、そのようにご理解を願いたいと思います。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第4、議案第4号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

大竹教育課長より議案の説明を求めます。

大竹教育課長。

教育課長（大竹伸弘君） それでは、議案第4号 指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。

今回対象となります施設につきましては、公の施設の名称は御宿台公園テニス場、住所が御宿町御宿台29番地1、それから御宿パークゴルフガーデン、住所につきましては御宿町御宿台805番地804という施設でございます。

指定管理者となる団体の名称につきましては、いすみ市釈迦谷1610番地、宝ゴルフ大原、代表者、山中基植、代表者住所、千葉県稲毛区稲毛1丁目8番22号モアアペックス稲毛202号ということでございます。また、指定の期間につきましては、平成22年4月1日から平成25年3月31日までということでございます。

御宿台公園テニス場及び御宿パークゴルフガーデンにつきましては、平成19年6月1日より指定管理者による指定を行ってまいりましたが、このたび指定期間が3月31日をもって終了となりますことから、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの指定管理者について提案をさせていただくものです。

これまでの経過について申し上げますと、募集につきましては1月10日号のお知らせ版及び町ホームページに掲載をして行っておりまして、募集の期間につきましてはホームページに掲載を開始いたしました1月8日から2月5日までといたしました。募集に当たっては、御宿町運動施設指定管理者募集要項を希望者に配付をいたしました。結果といたしまして、実際に申請として上がってまいりましたのは、今回の1団体ということございました。

これを受けまして、2月12日に御宿町指定管理者選定委員会を開催をいたしまして、指定管理者の候補者として宝ゴルフ大原を選定し、その結果を2月16日に候補者に通知をしたところでございます。

今回の選定の理由といたしましては、2年10カ月指定管理者として施設を良好に、また黒字で経営をしてきた実績、また団体としてもパークゴルフ事業を7年間行ってきた実績を有すること、また、月間パスポートなどの料金体系によりまして、負担が少なく利用しやすくなって、入場者の増加につながっていること、また、昼食の際の一時退場を認め、町の飲食店などの紹介なども行っていること、北海道の愛好家の依頼から滞在型の来場者の誘致を進めていること、パークゴルフ場周辺の町の管理する土地の除草や枝の伐採等についてご協力をいただいていること、また、宝ゴルフ大原との連携により、緊急時やイベントの開催などの際には人員の補給が可能であり、また効率化も図られること等により、継続しての選定とされました。

説明については以上です。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

指定管理者の指定ということで、引き続き同じ業者に指定をするというような内容だというふうに理解をしておりますけれども、今、説明をいただいたところでありますけれども、具体的にもう少し説明をいただきたいんですが、この業者に指定してきた中で、黒字であるというようなご説明をいただいたわけではありますが、具体的にそれは数値としてはいかほどの状況なんでしょうか。

それから、今日ここに協定書案ということで詳細な資料が添付されておるわけでございますが、この中身というのは、前回の協定書案とどこが違うのか、同じであれば同じということで結構なんですけれども、違う、異なる状況があるのならば、その内容について説明をいただきたいというふうに思います。

この間、幾つか利用者の増減なども含めまして推移もあった関係もあります。それから、この当初の協定の内容と、それから随分年次と申しましょうか、期間が過ぎているという中で、傷みだとかも含めまして、そういったものもあるかと思うんですが、協定の内容にもし変更があるとすれば、その内容について説明をいただきたいと思います。

議長（新井 明君） 大竹教育課長。

教育課長（大竹伸弘君） これまでの経営の状況ということでございますが、町のほうへの影響といたしましては、利益還元金というような形で町のほうに歳入があるわけでございますが、こちらにつきまして平成19年度は54万9,000円ほどの額がございました。こちらにつきましては協議によりましてテニスコートの修繕に使いたいということで、協議の上でこちらを使用させていただきまして、町の収入としてはしてございません。

平成20年度につきましては52万1,000円という額を町のほうで会計のほうに繰り入れをいたしております。また、今年度の見込みですが、今年度につきましてはまだ数値は確定しておりませんが、40万円を超えるぐらいの利益還元金が歳入として入ってくるような見込みでございます。

指定管理者としての収支も平成19年度収支が35万円、平成20年度の収支につきましてはイノシシの対策として御宿台の多目的広場に電灯をつけましたが、これがテニスコートの管理棟の中にメーターがついていることから3万6,000円でした。平成21年度につきましては、この辺の利益還元金の率を少し12%から10%に減らしておりますので、平成19年度と同程度ぐらいの収支が出てくるものと見込みをしております。

それと、協定の内容ですが、資料の13ページに出ておりますが、業務仕様（案）というもの

でございます。今回、申請をいただく際に業務の提案というような形で何点かいただいておりますので、それをベースに今後協議をすることになります。

変更となっております点につきましては、利用期間で定休日が月曜日ということで、こちらにつきましては現在の協定の中では12月31日と1月1日のみということになってございますが、施設、コース管理作業等を1日定休日を定期的に入れたいというようなことで、ここに記載をしたものでございます。ただし、月曜日といえども、祝日や振りかえによる休日については開設をするということでお話をいただいております。

それから、2番の利用時間のところで、開設につきましては、現在8時というようことで行っておりますが、これを9時とするお話でございます。実際に9時前の来場者はほとんどいらっしやらないということを踏まえて、9時としたいというようなお話でございます。あと終了の時間につきましては、これまでと同様に夏は9時から涼しくなってからプレーができる時間帯まで開設をするというようなことで、これについては変更はございません。

9番の利益還元金の率の設定ということですが、こちらにつきましては現在のこれまでの基本協定につきましては10%から20%という基本協定のもとで、各年度ごとに利益還元金の率を協議の上で決定をしてやっております。今回の提案の中ではこの率を平成21年度は10%ということにしておりますが、この率を5%ということでの協議をいただきたいということでございました。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおりイノシシ対策としての電気代の精算分の増というような部分もございますが、あとは芝のコース管理をもう少し力を入れて行いたいというようなご提案がございまして、影響額としては20万円程度だと思っておりますが、町でもこの率を5%にすることによって、コース管理のほうをさらに適切に管理をしていただきたいと考えております。また、本年、国体のデモンストレーションスポーツの会場ということで予定されておりますことから、この点からもコース管理に経費を使っただいて、よりよい運営をしていただきたいということで考えてございます。

変更となった点として協議する点については、以上でございます。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第5、議案第5号 一般職の職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

総務課長(氏原憲二君) 議案第5号 一般職の職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、時間外勤務手当で正規の勤務時間を超えて勤務する時間が月60時間を超えた場合の手当の支給割合の引き上げと、その引き上げ分の支給にかわる措置として、代休、時間外勤務代休時間を取得できる制度を新設するものであります。

8月11日の人事院勧告、10月9日の千葉県人事委員会勧告で所要の改正を行うよう勧告がなされたことであります。

施行日が平成22年4月1日であることから、本定例会に提案をさせていただくものでございます。

また、給与条例に関しまして、語句等の削除、追加をしたほか、通勤手当の改正と給与から控除できる費目についての条文新たに追加をさせていただきます。

今回改正を行います条例につきましては、一般職の給与等に関する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例となっており、それぞれ新旧対照表に基づきましてご説明を申し上げます。

最初に新旧対照表1ページ、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、第2条はただし書きの追加で、地方公務員法上、教育長は一般職ですが、給料につきましては他の条例の規定されているため除く規定を追加するものであります。

第4条は、手当の種類追加で、現在条例で規定されております手当のうち管理職手当、夜間勤務手当が抜けていたことから追加をさせていただくものであります。

第9条は、臨時職員の賃金についての規定ですが、臨時職員取扱要綱の中で規定をされてい

ることから削除をするものであります。

第10条は、扶養手当についての条文で、配偶者を扶養している、していないにかかわらず2人までの扶養手当は6,500円であることから職員の扶養親族でない配偶者がある場合にあっては、そのうち1人については6,500円を削るものであります。

2ページに移りまして、第11条は、扶養手当の移動等についての条文で、前条と同様配偶者を扶養しているか否かは関係ないことから、それぞれ改めるものであります。

第11条の2は、条文の全文改正で通勤手当支給対象職員の追加、通勤手当月額の上限を4万5,000円から5万5,000円に改めるものでございます。

5ページ、第11条の3は、前条改正に伴い削除し、第11条の4を第11条の3とするものであります。

第13条は給与の減額について定めたものでありますが、時間外勤務代休時間の追加をするので、従来の代休や休暇等は取得しても給与の減額になりませんが、今回、新設された時間外勤務代休時間も給与の減額とならないことから、規定を追加するものであります。

第14条は、時間外勤務手当について規定したものでありますが、5ページから6ページにかけてございますように、新たに第4項、第5項、第6項を追加するものであります。第4項につきましては、月60時間を超える時間外勤務手当について、支給率を25%増で支給することを規定したものであります。「100分の125」を「100分の150」に、「100分の150」とありますのも「100分の175」にそれぞれ改めるものであります。

第5項は、第4項に関連して、月60時間を超えた部分について時間外代休時間を取得した場合は、25%増の部分は支給しないことを規定したものであります。

第6項は、短時間勤務職員に関する規定でありまして、短時間勤務職員の読み替え規定であります。一般職員の「100分の125」を「100分の100」とするものであります。

第24条は、職員の給与から控除できるものを規定するもので、各種保険料や親睦会の会費などを規定したものであります。

第25条は、規則への委任を規定したものであります。

続きまして、新旧対照表の8ページ、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。第8条の4は、月60時間を超えた時間外勤務手当について代休が取得できることとなったことから、時間外勤務代休時間を新設するものであります。

第10条は、休日の代休日指定の除外日の追加をするもので、代休を取得する場合休日を除いた日に代休を指定することができると規定されておりますが、新たに新設いたします時間外勤

務代休時間につきましても代休を指定することができないことから、条文に加えるものであります。

次に、新旧対照表10ページ、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第16条の表は、育児短時間勤務についての給与条例の特例を規定をしたものでありますが、給与条例の改正に伴う読みかえ規定を追加するものであります。

以上のとおりであります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

一般職の職員の給与等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例ということではありますが、総じて職員に対してプラスの案件が多いのかなというふうに理解をしておるところでございますが、幾つか内容について説明を受けたいというふうに思います。

一つは、対照表の3ページであります。こちらに通勤手当に関する規定がございますが、これは第11条2項の(2)に非常に細かく設定をされておりまして、5キロメートル未満である職員と。これは現実的には町内に居住する職員は、全員が5キロメートル未満ではないかというふうに思うわけではありますが、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ルまで50キロメートル未満である職員というところまであるわけではありますが、これは、これが議案が通ったと仮定して、新年度から施行されるというふうに思うわけではありますが、新年度の中では4月1日現在、これは何人この職員がおるのかというのを参考に伺いたいというふうに思います。

それから、その次でありますけれども、時間外でありますけれども、60時間を超えるという規定で、若干割り増しになるというような改正内容であろうというふうに思うわけではありますが、ちなみに平成21年度につきましては、この60時間を超えたというのはあるのか否かということです。近年でも結構ですけれども、もしあればそれはどういう事案でなったのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、これらの今回の改定でありますけれども、人勤等の内容に基づいた改正だというようなご説明があったわけではありますが、先般も同様な案件が出てきたわけではありますが、こうした内容について職員について説明というものは、本町とするとどういう内容で行うのかということです。先般も幾つか具体的な指摘が他の議員からもあったかというふう

に思うわけでありますけれども、それについてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 通勤手当につきましては、これは根拠がついていないのでわかりづらいと思いますが、2キロメートル以上という規定が今回ございます。ですから、2キロメートル以上の5キロメートルというようなことです。今回の影響するものということですが、何らこの条文については内容は変わっておりませんので影響はございません。

この中で、上限額の4万5,000円を5万5,000円という規定を変えてございます。これは今回の改正によって該当については、これも同じようにございません。最高額につきましては、現況で申し上げますと千葉市から通われている職員が2万5,530円というのが最高額でございますので、影響は出ません。

平成21年度の60時間を超える超過勤務があったかというようなご質問でありますけれども、これは一部ございました。これは総務課の職員で400周年記念事業、また衆議院選挙が同じ時期にございましたので、60時間を超えた事例がございました。

あと、この改正等についてどのような周知を図るのかということですが、パソコンからメールで配信をしたり、あとは規則とか要綱の改正等もございますので、例えば60時間を超えた場合には勤務命令等に細かい職務を新たに指導をしていくということになります。どこの部分の時間外になるのかということになるかと思っておりますので、そういった部分の記入の仕方、申請の仕方については課長会議等を通じて、職員に周知を図ってまいりたいと考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

一番最初の3ページの通勤手当でありますけれども、これはいわゆる本町の職員が何人、要するにどの規模から、地域から勤務しているかと勤務の実態ですね、そういう内容が一つあったわけでありまして。

それと、もう一つのところでありますけれども、こういう職員のいわゆる権利に関する改定に当たっての、これは先般も他の議員からやはり上げ下げにかかわらず、こういう内容についてはきちんと職員に直面して話をするというようなことをおっしゃっていた、指摘をされていたというふうに思うのです。本町は、そういう面では残念ながらいわゆる職員組合というのはたしかないというふうに思うわけでありまして。相互会ですかそういうものはあるようでありましてけれども、あと本町事務を執行するにあたって、例えば職員会議みたいなものはやられないのでしょうか。要するに全職員、一定ゼロにするわけにはいかない事務内容もありますので、

ないとは思いますが、そういうこともやっているかやっていないわからないんですけれども、そういうことも私は必要ではないかというふうに思うのです。また、こうしたものについて、やはり職員間からの提案を受けるということも必要だろうと思うんです。

私は、広域議会に出させていただいており、消防職員の待遇問題でやはり消防職員はもっと条件が厳しい中で仕事をされておりますので、そしていろいろな仕事の改善も含めまして、職員の組織をつくる、それは行政側からという意味なんですけれども、組織をつくっていただいて、それを職員のほうへ上げていただくと。それで業務の効率化、また適正化を図っていくということで提案したこともあったわけでありましてけれども、本町もそうしたシステムも必要だろうと思うんです。それについて考え方を伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 通勤手当の状況でありますけれども、4月1日現在で申し上げますと受給職員は95人中62名です。詳細を申し上げますと、2キロメートルから5キロメートル未満の勤務地ですと34名、町外では、いすみ市19名、勝浦市4名、大多喜町より1名、茂原市2名、千葉市1名などというような内容になっております。

それから、対面での職員にこのような改正についての説明ということの質問でありますけれども、不利益になる場合、前回白鳥議員さんからもそういうご指摘を受けておりますので、できるだけきめ細やかな説明をしていきたいというふうに考えています。また、職員会議等を使って職員への周知ということではありますが、職員会議については全体会議ということでもかなり時間を要しますので、この時間帯を使いますと福祉サービスの低下等にもつながるというようなことがございますので、その辺は今後検討をまいります。また、職員の権利等については、もう既に制度も設けておりますので、再度周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（新井 明君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第6、議案第6号 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

米本建設環境課長より議案の説明を求めます。

米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） それでは、説明いたします。

時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、先にご決定をいただきました一般職の職員の給与等の条例と同様で、通勤手当支給対象職員の改正と時間外勤務代休時間の新設でございます。

それでは、新旧対照表にて説明をいたします。

第7条は、通勤手当支給対象職員の改正で、第3号を追加するものです。内容につきましては、交通機関等を利用し、運賃等を負担し、かつ自動車等を使用する職員を追加いたしました。

第10条は、条例第5号の次に、以下勤務時間条例という丸を加えるものです。

第15条は、時間外勤務代休時間の新設で、時間外勤務代休時間を指定された職員は、代休にて対応ができることとしたものです。

附則としまして、この条例は平成22年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第7、議案第7号 平成21年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

瀧口保健福祉課長より議案の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第7号について説明いたします。

予算書の事項別明細書の6ページより説明いたします。

3款国庫支出金、1目療養給付費等負担金3,846万9,000円を増額し、予算総額を1億9,152万5,000円とするものです。内訳は説明欄のとおりです。

2目高額療養費共同事業負担金104万5,000円を減額し、予算現額を725万8,000円とするものです。補正の理由は、交付決定がされたことに伴う補正でございます。

特定健診診査負担金42万1,000円を減額し、予算現額を92万2,000円とするものです。交付決定に伴うものです。

2項2目介護従事者処遇改善臨時特例交付金98万4,000円を増額いたします。今年度から創設された特例交付金でございます。

5款前期高齢者交付金12万5,000円を減額し、予算現額2億5,805万8,000円とするものです。補正理由は、交付決定によるものでございます。

6款県支出金、1目高額医療費共同事業負担金104万5,000円を減額し、予算現額を725万8,000円といたします。

2目特定健康診査等負担金42万1,000円を減額し、予算現額を92万2,000円とするものです。いずれも補正理由は交付決定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

7款の共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金71万1,000円を減額し、予算現額を1,448万4,000円といたします。

2目保険財政共同安定化事業交付金1,380万3,000円を減額し、予算現額を8,314万1,000円とするものです。これもいずれも補正理由は交付決定によるものです。

8款繰入金、1目財政調整基金繰入金200万円を減額いたします。

9款繰越金、その他繰越金332万7,000円を増額し、収支の均衡を図りました。

歳出について説明いたします。

8 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項 1 目の一般被保険者療養給付費3,939万3,000円を増額し、予算現額を5億6,329万3,000円とするものです。補正理由につきましては、保険給付費の支出の推計による不足分の計上でございます。

3 款後期高齢者支援金等、1 項 1 目後期高齢者支援金につきましては、財源の更正です。

5 款老人保健拠出金、1 項 1 目老人保健拠出金143万3,000円を減額し、予算現額を717万2,000円とするものです。補正理由は、平成21年度の拠出金が確定したことによるものです。

6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金19万5,000円減額し、予算現額を5,837万1,000円とするものです。平成21年度の納付金の確定によるものです。

次に、9 ページをお願いいたします。

9 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費拠出金418万1,000円を減額し、予算現額を2,903万1,000円、2 目保険財政共同安定化事業拠出金1,119万4,000円を減額し、予算現額を9,652万2,000円とするものです。いずれも補正理由は、平成21年度の拠出金が確定したことによるものです。

8 款保健事業費の特定健康診査等事業につきましては、財源の更正でございます。

9 款諸支出金、1 項 3 目償還金81万9,000円を増額し、予算現額を574万9,000円とするものです。平成20年度の療養給付費等の負担金の確定に伴う不足分の計上です。

以上、歳入歳出それぞれ2,320万9,000円を追加し、予算総額を10億7,090万1,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5 番、石井芳清君。

5 番（石井芳清君） 5 番、石井です。

8 ページの一般被保険者療養給付費ということで、これは増額ですね。増額補正かと思いますが、多額になるということで補正ということではありますが、具体的なこの診療内容と申しますか、いわゆる足らなくなった理由、病気の内容だろうなと思うんですけども、主な内容、特徴的なものがあれば紹介をいただきたいと思います。

それから、9 ページの保健事業費ということで特定健康診査等事業費という項目がございますが、この特定健康診査というこの事業の内容を改めてご説明をいただきたいと思います。それとともに、この受診率ですね、何人が予定されていて受診率が何人。これは聞くところによ

りますと県平均の御宿町は約半分程度というふうに従っているところでもございますけれども、その辺も含めまして説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 8ページの保険給付費の3,939万3,000円の増額につきましては、これは心臓病の疾患がある方が1件と、血液の病気のある方が1件あったということで、急激な医療費の増ということでございます。

次に、8ページの特定健康診査ですけれども、特定健診というのは、いわゆるメタボリックシンドロームを防ぐという目的で、平成20年度から始まったところでございますけれども、このメタボリックシンドロームを防ぐには、やはり一番は食生活の改善ということであります。受診率等でございますけれども、御宿町におきましては受診率は平成20年度が37.8%で、平成21年度は35.4%です。県の平均ですけれども、平成21年度はまだ出てきていないんですけれども、平成20年度の県の平均は35.5%です。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

療養給付費については2件ということで、非常に高額なという内容を理解いたしました。それについて今後、やはり健康づくりという中でどういう対応をとられるのかということもお聞かせ願いたいと思います。

それから、特定健診については県平均もさほど変わらない値だということで理解をいたしました。それにいたしましても4割を切っているということで、この特定健診という効果そのものが学術的なことも、まだ賛否両論あるという中での事業の推移だということも理解はしておりますけれども、今後、これはこの特定健診、いわゆる健康づくりであろうというふうに私も思うわけでありまして、この内容についてはどのように今後事務として考えておられるのか伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 医療費の増数ということでありますけれども、これはまずはよく言われておりますけれども、医薬品のジェネリック医薬品です。特許の切れた医薬品を使いましょうというような方向等もこれは全国的な医療、保険者機関ではやっておるところですけれども、この効果についてもなかなか出ていないというのが現況ではないかと思えます。町としても年間医療費が1人当たり幾らかかるのか、そういうものを数値的に示すことで医療費に関する認識をしていただくのが、一番事務が早いのではないかとということで、数値的なデ

一夕によって住民に健康の保持に訴えていきたいと思います。

次に、特定健診のことでございますけれども、厚生労働省では平成25年度までに受診率が65%に達しない場合は、交付金をカットするというペナルティーを課せるというふうな方針を出していますけれども、現実的に今、県下でも35.5と4割を切っていることでもありますので、この特定健診の目的とあり方ですか、それが今後見直されるのではないかと思います。先ほども申しましたけれども、このメタボリックシンドロームというのは食生活から始まって改善しなければなりませんので、今は日本は飽食の時代ですから、このようなことから根本的に変えなければならないと私は認識しているところです。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

特定健診については65%以上にならないとペナルティーを課すと、ちょっとひどい話だなということでもありますけれども、この特定健診、特にこの物を言うわけではありませんけれども、最初の療養給付費の話です。やはり健康づくり、いわゆるその数値を出すというようなお話をされましたけれども、それはやはりさまざまな町も一般会計を含めまして健診事業をやっていると思うんです。そうしたものの受診率を含めまして、やはり常日ごろからの健康管理をしていただくということで、いわゆる病気になったらおそかったという事態は少なくとも避けたいということが基本だろうと思うんです。ですから今、課長がおっしゃられましたけれども、旧薬、ジェネリックの薬に対する医療費の縮減というのはあるかもわかりませんが、根本的には常日ごろの健康管理、それは町からもそういう政策を入れる中でさまざまな健診事業、また、地域に向けての相談業務ということをやっているわけですから、それがもっと参加者が増えるという形にしていくことが大事だろうと思うんです。ですから、そこがやはり突発的な病気ですね、がんとか含めて、そういうものはかなり定期的な健診で今はほとんど初期の段階だったならば、がんも治せるというようなことのようにありますから、やはり手おくれになるということが本人にとってもいけないことだというふうに思いますし、町財政としてもこういう形が出てくるわけですから、そういう根本的な中で健康づくりというものをしっかりとらえて、健診だとか相談業務というのをやはり充実させるということが、私は大事だろうというふうに思うわけでもありますけれども、それについて最後見解を伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 現在、保健師の配置が年々充実してきまして、地域に出かけての保健相談ですか、そういうようなこともやっておりますので、さらに広報等を徹底し、

健康相談等を充実させるとともにがんの検診やそういうものを数多い健診の受診率の向上に努めたいと思います。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいまより10分間の休憩をいたします。

（午前11時01分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

議案第8号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第8、議案第8号 平成21年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

瀧口保健福祉課長より議案の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第8号について説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

2款繰入金、1項一般会計繰入金として116万3,000円を減額し、補正後の予算総額を2,566万4,000円といたします。事務費繰入金と保険基盤安定基金の精算見込額を計上した次第でございます。

5款繰越金は、平成20年度決算の繰越分、保険料の繰り越しがあったため計上いたしました。繰越補正額は309万2,000円です。

歳出について説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

1 款総務費、2 項徴収費18万5,000円を減額し、総額を42万円といたしました。事務費の精算見込み額です。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金として211万4,000円を増額し、補正後の総額を1億528万2,000円といたします。補正の内容は、平成20年度分保険料の納付金309万2,000円の増額と、保健基盤安定分納付金97万8,000円を減額するものです。

以上、歳入歳出それぞれ192万9,000円を増額し、予算総額を1億879万6,000円とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第9号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第9、議案第9号 平成21年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

瀧口保健福祉課長より議案の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第9号について説明いたします。

予算書の事項別明細書6ページより説明いたします。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金は介護納付金等負担金として245万1,000円の追加です。保険給付費の法定割合分20%を計上いたしました。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金は、介護給付費負担金として522万8,000円の追加

です。保険給付費の法定割合30%の交付でございます。

5 款県支出金、1 項県負担金は、介護給付費負担金として146万円の追加です。保険給付費の法定割合分12.5%です。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金として132万2,000円の追加です。内訳として介護給付費等繰入金は保険給付費の法定割合分12.5%、202万2,000円を繰り入れるものです。その他一般会計繰入金70万円の減額です。認定調査費の事務費の精算見込み額を計上しました。

7 款繰越金は509万6,000円を充当し、収支の均衡を図りました。

歳出について、8 ページをお願いいたします。

1 款総務費につきましては、認定調査費が精算見込みされましたので、70万円の減額をいたします。

2 款の保険給付費の1 項介護サービス等諸費については1,202万2,000円の追加です。内訳につきましては、説明欄のとおりです。介護制度が10年経過し、制度が定着したこともあり、居宅施設サービスの利用が増えたことによるものです。

2 項その他諸費、1 目審査支払手数料については1 万2,000円の追加です。介護サービス利用者の増加に伴うものです。

3 項3 目介護サービス等諸費は負担金、補助及び交付金として115万7,000円の追加です。低所得者の施設サービス利用が増加したことによるものです。

4 項1 目高額医療合算介護サービス等費は、負担金、補助及び交付金として250万1,000円の追加です。1 年間の介護保険と医療保険との負担が一定額を超えた場合の超過分を利用者に還付するもので、平成21年度より始まった制度でございます。

5 項1 目特定入所者サービス費等は、負担金補助及び交付金として56万5,000円の追加です。低所得者で施設サービスの食費や居住費負担が一定の額を超えた利用者が増えたための増額です。

以上、歳入歳出それぞれ1,555万7,000円を追加し、予算の総額を6 億9,774万5,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5 番、石井芳清君。

5 番（石井芳清君） 5 番、石井です。

9 ページの保険給付費、高額医療合算介護サービスということですが、平成21年度よ

り始まったサービスというようなご説明を受けたわけでありますけれども、250万円の補正であります。これは何人が利用されているのでしょうか。あと平均額はいかほどになるのか、あわせてわかれば教えていただきたいと思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 高額医療合算サービスというのは、介護保険と医療保険ですね、それが一定額を超えた場合還付するということで、介護保険の場合は御宿町では15名から17名ぐらいだと思います。医療の場合は3名ぐらいの該当でございます。平均ですけれども、8万円ぐらい返ってくる方もおります。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第10号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第10、議案第10号 平成21年度御宿町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第10号 平成21年度御宿町一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

今回、説明内容が多岐にわたりまして、資料をつけております。その辺ご了解いただきたいと思います。

それでは、予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ1億5,500万円を追加し、補正後の予算総額を32億5,915万9,000円と定めるものです。

補正の主な内容につきましては、国の第1次補正に基づく地域活性化・経済危機対策臨時交

付金関係事業について、事業費の精算並びに予算額の調整を行うことや、第2次補正に伴う地域活性化・きめ細かな臨時交付金関連について予算計上をするほか、各費目、各事業において実績見込みを勘案した上で、最終的な予算精算を行っております。また、財政規模に基づく適正な実質収支、さらには将来財政需要を見据えた上で、地方交付税等留保財源や予算執行不用額等について財政調整基金及び学校建設基金へ積み立てを行い、安定的かつ健全な財政運営に努めます。

補正財源といたしましては、国の補正予算に基づく国庫支出金を初め、平成20年度からの純繰越金並びに交付額の確定いたしました普通交付税を充て収支の均衡を図りました。

次に、第2条でございますが、地方自治法第213条の第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用する経費について定めたものです。また、第3条は、地方債の追加及び変更について規定したものです。

それでは、予算書の内容でございますが、6ページから8ページ、第2表、繰越明許費につきましては、お手元の参考資料とあわせまして後ほど改めてご説明申し上げます。

9ページに移りまして、第3表、地方債補正でございますが、減収補てん債として620万円を新たに追加するほか、臨時財政対策債の限度額について1億4,900万円から1億1,380万円に変更するものです。

追加及び変更の理由でございますが、臨時財政対策債につきましては普通交付税による財政支援が、発行可能額ベースで全額措置されることに対しまして、減収補てん債は実質発行額ベースで全額措置されるため、財政運営への影響及び合理的運営という観点から、財源補てんの可能の範囲で減収補てん債に移行するものであります。

次に、歳入歳出にかかわる事項別明細ですが、予算書の12ページからご説明いたします。

1款町税、1項町民税、2目法人につきましては、景気不況の影響等から企業減収が落ち込んでおり、決算見込みを勘案した上で260万円の減額を行うものです。

2項固定資産税につきましては、家屋・償却資産の伸びから当初見込みを上回るため300万円の増額です。

4項たばこ税は、売り渡し本数の減少幅が当初見込みより小さく、これまでの収入状況を考慮し100万円を追加するものであります。

7款ゴルフ場利用税交付金につきましては、営業面での工夫等から利用者が当初見込みを上回り、収入状況を見据えた上で550万円の追加補正するものであります。

10款地方交付税は普通交付税の交付額が確定いたしましたことから、8,660万9,000円を追加し

収支の均衡を図りました。

次に、12款分担金及び負担金は、2項分担金、1目農林水産業費分担金で36万8,000円の減、中山間地域総合整備事業にかかわる年次割合事業費が確定したことから、受益者分担金について精算するものであります。

13款使用料及び手数料でございますが、1項使用料、2目商工使用料で59万1,000円の追加、月の沙漠記念館や町営プールの入場料、駐車場使用料について決算見込みを踏まえて、それぞれ予算額の調整を行うものであります。

14款国庫支出金であります。1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金9万1,000円の追加。児童手当にかかわる国庫負担金の調整並びに14ページに移りまして、保育所入所児童の増加に伴う保育所運営費負担金の追加であります。

2項国庫補助金ですが、1目民生費国庫補助金146万1,000円の減につきましては、交付手続が県を通して行われることから全額県補助金への組みかえを行うものであります。

2目衛生費国庫補助金52万6,000円の減額は、合併浄化槽設置にかかわるもので、申請件数が当初見込みを下回ったことによる補正であります。

3目土木費国庫補助金は、耐震改修促進計画の策定につきまして、補助採択を受けたことから事業費の2分の1にあたります78万7,000円を計上するものであります。

4目教育費国庫補助金159万1,000円の減ですが、理科教育振興基金や地デジ対応テレビ購入にかかわる補助で事業費の確定に伴い、それぞれ補助額の減額を行うものであります。

6目総務費国庫補助金6,569万9,000円につきましては、国の経済対策に伴う公共投資臨時交付金やきめ細かな臨時交付金にかかわるものであります。

続いて、3項国庫委託金でございますが、1目総務費委託金は衆議院議員選挙執行経費の確定により委託費34万3,000円の減額であります。

2目民生費委託金336万円につきましては、子ども手当の創設に伴いシステム改修が必要となり、所要額の全額について委託費が交付されるものであります。

次に、15款県支出金、1項県負担金ですが、122万6,000円の追加、国庫負担金同様、児童手当及び保育所運営費にかかわる県負担金の調整のほか、障害福祉サービスの利用者が増加したことによる訓練等給付費負担金の追加であります。

4目保険基盤安定拠出金73万3,000円の減額につきましては、後期高齢者医療にかかわる保険料軽減影響額について、額の確定に伴い、このたび補正するものであります。

2項県補助金ですが、1目総務費県補助金で45万6,000円の追加は、消防団作業着の更新に

対し補助されるもので、事業費の確定に伴い追加するものであります。

2目民生費県補助金176万6,000円の追加。内訳で見ますと、1節社会福祉費補助金でひとり親家庭医療にかかわる実績額が、当初見込みを下回ったことにより12万5,000円の減額、16ページに移りまして、3節心身障害者福祉費補助金は43万円の追加で、通所サービス等障害福祉サービスの利用実績が当初見込みを上回ったことから、それぞれ追加するものであります。また、4節児童福祉費補助金及び5節地域子育て支援拠点事業につきましては、国庫支出金にてご説明しましたとおり、国庫補助金から県補助金への予算の組みかえを行うものであります。

3目衛生費県補助金は86万4,000円の減額、小型合併浄化槽設置事業を初め広域水道用水供給事業や健康増進事業について、事業費の確定にともないそれぞれ補助額の調整を行うものであります。

7目商工費県補助金につきましては、観光案内所建設にかかわる県補助金ですが、事業繰り越しに伴い平成22年度の県予算にて改めて措置されることから、当年度の予算について1,000万円の減額をするものであります。

3項県委託金ですが、1目総務費委託金は、県民税取扱費について、1人当たりの取扱単価が見直されましたことから、150万円の追加であります。

また、3目環境衛生費委託金44万円につきましては、ミヤコタナゴ生息地の環境整備について、このたび委託金の内示がありましたので、追加するものであります。

次に、16款財産収入、1目項財産貸付収入ですが、貸し料の改正を行ったことから、収入見込みを勘案し116万円の減額をするものです。

19款繰越金は、平成20年度からの純繰越金で決算額に基づき3,226万7,000円を追加し、収支の均衡を図りました。

20款諸収入ですが、64万6,000円の減額で収入額の確定した町営プール売店売り上げや公募店出店料ほか単位変動の影響を受ける有価物売払料金等について、それぞれ予算額の調整を行っております。

次に、21款町債ですが、第3表、地方債補正にてご説明いたしましたとおり、臨時財政対策債の変更及び減収補てん債を追加するものであります。

以上、歳入予算合計で1億5,500万円の追加をお願いするものです。

続きまして、歳出予算でございますが、国の経済対策に伴う各交付金事業の補正を行っていることから、お手元にお配りしております参考資料に基づき予算書とあわせてご説明をさせていただきます。

複雑でご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、国の第1次補正に基づく地域活性化・経済危機対策臨時交付金関係事業でございますが、参考資料の をご覧いただきたいと思っております。

経済危機対策臨時交付金につきましては、交付額1億1,046万9,000円に対し、総事業費1億3,705万9,000円とするものです。一般財源充当額としては1,306万9,000円を充て、効果的な交付金の活用及び事業執行に努めております。表は、交付金を活用するすべての事業について一覧でまとめたものであり、それぞれ実績見込み及び完了予定についてお示ししております。表中塗りつぶしのある事業が今回の補正予算にて予算調整をしているものであり、左端の予算書の該当ページをしております。

それでは、資料の内容に従い、今回の補正予算にご提案しています事業についてご説明させていただきます。

上段のエコカー公用車整備事業212万円の追加でございますが、予算書18ページ中段、財産管理費の備品購入費97万円と予算書23ページ中段、土木総務費の備品購入費115万円であります。経年劣化が著しくし、エンジン等に問題がある公用車を計画的に更新するもので、省エネ型軽自動車を総務課及び建設環境課に配置いたします。

次の御宿児童館耐震補強工事及び洋式トイレ設置事業でございますが、予算書の20ページ中段、児童福祉総務費の工事請負費で60万3,000円の減、事業完了に伴い執行差金の減額を行いました。

清掃センター備品購入事業につきましても、ホイルローダー購入費の確定に伴うもので、予算書の21ページ下段、じん芥処理費の備品購入費167万8,000円の減額であります。

次に、海水交換シミュレーション事業でございますが、事業費の確定に伴い212万1,000円の減額であります。予算書では22ページ中段、漁港整備費の委託料がこれにあたります。

続きまして、中央トイレ簡易水洗化事業は、事業費の確定に伴い32万4,000円の減、また駅前案内所整備事業はサイン整備や外構工事にかかわる不足額のほか、クリーンエネルギーモデルとしてソーラーパネルの設置に取り組むことから、1,130万円を追加するものであります。予算書の該当箇所といたしましては、22ページ下段、観光費の工事請負費1,097万6,000円であります。

メキシコ公園記念事業につきましては、繰り越し手続にかかわるもので、資料の で改めてご説明させていただきます。

土木費に移りまして、町道0108号用地測量事業につきましては、繰り越し手続にかかわるも

のであります。岩和田清光寺付近崩落法面吹きつけ工事は、事業費の確定に伴い減額するもので予算書23ページ中段、道路新設改良費の工事請負費で道路改良工事として6万7,000円の減であります。

次に、教育費関係でございますが、教育施設地デジ対応備品購入事業292万8,000円の減額につきましては、小中学校の教育用地デジ対応テレビの整備にかかわるもので、予算書24ページ下段、小学校費の教育振興費、テレビ購入で167万9,000円の減と、予算書25ページ上段、中学校費の教育振興費、テレビ購入137万9,000円の減であります。

また、B & G海洋センター耐震診断事業は、中段、体育施設費の委託料9万9,000円の減で事業費の確定に伴います減額であります。

以上、地域活性化・経済対策臨時交付金関係事業につきましては、各事業における事業費調整を行い、調整後の事業総額としては560万円の追加をお願いするものです。

次に、国の第2次補正に伴います地域活性化・きめ細かな臨時交付金関係事業でございますが、お手元にお配りしております参考資料 をご覧ください。

この交付金制度は、あすの安心と成長のための緊急経済対策といたしまして、昨年12月8日に閣議決定されたもので、総額5,000億円の追加措置がされたものです。各団体への交付金にあたりましては、人口、財政力等をベースに第1次交付分として御宿町では4,944万2,000円の内示額が示されたところであります。

使途につきましては、緑化や施設修繕等のインフラ整備が対象となり、安全・安心の観点から公共施設の修繕や省エネ対策、景観形成に重点を置き調整をいたしました。

それでは、事業計画の内容について総務費より順にご説明申し上げます。

まず、植栽等景観保全事業につきましては、町内の緑化、景観保全の観点から桜の植栽を行うもので、予算書では18ページ中段、財産管理費の委託料として150万円を計上しております。

LED防犯灯交換設置事業は、防犯灯の機能向上と省エネ対策の観点から、防犯灯のLED化を進めるもので、通学路を中心に取り組んでまいります。事業費といたしましては、予算書の18ページ中段の諸費の工事請負費に500万円の追加であります。

続きまして、民生費でございますが、御宿保育所の環境整備を行うもので、窓枠の改修など御宿保育所の安全対策事業として100万円、アスベスト除去事業で1,300万円、雨漏り対策事業で200万円を計上し、保育所施設の機能向上と安全な施設管理に対応をいたします。予算書では20ページ下段、保育所費の委託料に80万円、工事請負費に1,520万円をそれぞれ追加するものであります。

商工費の町営プール管理棟改修事業500万円ですが、予算書23ページ上段、町営プール管理運営費の委託料及び工事請負費でそれぞれ所要額を追加し、管理棟の修繕及び外装補修を行います。

土木費の町道0101号線舗装修繕事業1,500万円ですが、御宿漁港周辺の町道の総修繕を行うものであり、予算書23ページ中段、道路新設改良費の工事請負費に追加するものであります。

次に、教育費でございますが、御宿小学校フェンス改修事業につきましては、校庭の公民館側フェンス及び擁壁を改修するもので、予算書24ページ下段、小学校費の学校管理費に工事請負費として900万円を追加するものであります。

また、公民館の施設改修として公民館照明LED化事業で115万円、施設改修工事設計費15万円、屋上防水対策で135万円、障害者トイレ設置事業で300万円を計上し、だれもが安心して利用しやすい公民館の管理運営に努めてまいります。予算書では25ページ中段、公民館費の委託料及び工事請負費にそれぞれ所要額を追加するものであります。

資料館照明LED化事業につきましても、公民館と同様資料館内の照明をLEDに交換するもので、同じく中段、資料館費に工事請負費として35万円を計上しております。

以上、地域活性化・きめ細かな臨時交付金関連事業につきましては、総事業費総額5,750万円を計上いたしました。

なお、入札差金による執行額の減額を踏まえ、交付金を最大限に活用する観点から一般財源につきましては805万8,000円を合せて充当しております。

次に、交付金関係以外の主な補正でございますが、予算書の18ページをお開きいただきたいと思えます。

2款総務費、1項総務管理費、6目財政調整基金積立金ですが、7,000万円の積み立てを行います。将来財政の安定運営を踏まえ、地方交付税等留保財源について地方財政の政府の趣旨に基づき積み立てを行うものであります。

次に、20ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の13節委託料336万円でございますが、子ども手当の創設に伴い、支給事務に必要なシステム改修を行います。

なお、財源につきましては、歳入でご説明いたしましたとおり、国庫委託金にて全額が措置されます。

次に、23ページ、7款土木費、道路橋梁費、2目道路新設改良費ですが、負担金補助及び交付金で県事業負担金として196万2,000円の計上であります。内容につきましては、県道勝浦布施大原線改良事業や岩和田地先の急傾斜地の崩壊対策事業にかかわるものであります。

次に、24ページ、9款教育費、1項教育総務費、2項事務局費ですが、学校建設基金積立金に3,000万円の計上であります。中学校屋内運動場建設を見据え、財政負担の平準化の観点から計画的な積み立てを行うものであります。

続いて、25ページの5項保健体育費ですが、3目学校給食費、19節負担金補助及び交付金で40万円の計上です。平成21年度におきまして、給食費の一部に未納があり材料費の支払いに影響を及ぼすおそれもあることから、一時的に一般会計から補てんするものであります。

26ページに移り、11款公債費、1項公債費、2目利子ですが、起債時期の国や利率入札によりまして、予定利率を下回ったことから86万1,000円の減額を行うものであります。このほか各費目、各事業において実績額を踏まえた上で予算額の調整を行っております。

以上、歳出予算総額1億5,500万円を追加し、補正後の歳入歳出総額を32億5,915万9,000円とするものであります。

続きまして、繰越明許費でございますが、予算書の6ページをお開きいただきたいと思っております。

なお、繰り越し理由及び事業完了予定時期等につきましては、参考資料の としてまとめておりますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

総務費の植栽等景観保全事業の150万円ですが、桜の植栽を行い景観保全に努めるもので、先ほどご説明いたしました地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用するものですが、予算の成立時期から年度内での執行が困難であるため、繰越手続を行うものであります。

全国瞬時警報システム整備事業の375万5,000円は、先の12月定例会にてご議決いただいたものであります。全国的に整備を進めているため受信機等の生産のおくれが生じていることから、繰り越しを行うものであります。

LED防犯灯設置事業500万円につきましては、きめ細かな臨時交付金関連事業として、防犯灯をLED照明にするものでありまして、予算の成立時期から年度内での執行が困難であるため、繰り越し手続を行うものであります。

地域情報通信基盤整備事業1億1,986万9,000円でございますが、先の第1回臨時会においてご議決いただいたもので、国の方針により補助金の交付決定後契約するとされていますことから、繰り越し手続を行うものであります。

続きまして、民生費の子ども手当システム整備事業336万円につきましては、平成22年度より実施される子ども手当の事業に伴い、システム導入を行うもので年度内での執行が困難であることによる繰り越しであります。

御宿保育所の安全対策事業100万円、アスベスト除去1,300万円、雨漏り対策事業の200万円は、いずれもきめ細かな臨時交付金を活用するもので、年度内での執行が困難なことから繰り越しの手続を行うものであります。

次に、衛生費の感染症予防費450万円ですが、先の第7回臨時会においてご議決いただいたもので、新型インフルエンザワクチンの不足が生じ、希望者の接種が見込みよりおくれたことから、繰り越し手続を行うものであります。

最終処分場閉鎖事業1,000万円ですが、清掃センターの最終処分場の閉鎖に向け、上面安定化対策工事を行うもので、当初予定しておりました土砂資材の確保に時間を要したことから、繰り越し手続を行うものです。

商工費の駅前観光案内所整備事業並びにメキシコ記念公園整備事業は、いずれも経済危機対策臨時交付金関連事業で、先の第6回臨時会でご議決いただいたものですが、基本設計や工法等の検討に時間を要し、年度内での執行が困難であることによるものであります。

町営プール管理棟改修事業の500万円につきましては、きめ細かな臨時交付金関連事業でございます。予算成立時期から繰り越し手続を行うものであります。

土木費の町道0108号用地測量事業700万円は、先の第6回臨時会においてご議決いただいた経済危機対策臨時交付金関連事業であり、土地所有者の相続等調査に日数を要したものであります。

町道0101号舗装修繕事業につきましては、きめ細かな臨時交付金関連事業で1,500万円、予算の成立時期が年度内での執行が困難なことによるものであります。

町道4171号新設事業は、道路新設にかかわる用地補償において協議に日数を要したことから、繰り越し続きを行うものであります。

汚水適正処理構想策定事業147万円は、千葉県の処理構想と連動するものであり、県において県内一斉に取り組むと予定しておりましたが、一斉実施に期間を要するため繰り越し手続を行うものであります。

教育費の御宿小学校フェンス改修事業900万円は、きめ細かな臨時交付金事業で年度内執行が困難なことによるものであります。

御宿小学校教育備品購入事業64万2,000円並びに御宿中学校教育備品購入事業113万7,000円は、先の第6回臨時会においてご議決いただいたもので、国の政策により全国一斉で備品を整備していることから、品切れ、生産のおくれが生じており年度内の購入が困難なことから、繰り越し手続を行うものであります。

公民館照明LED化事業115万円から資料館照明LED化事業35万円につきましては、きめ細かな臨時交付金事業として本補正予算の計上したものであり、予算成立時期から年度内の執行実施が困難なことによるものであります。

災害復旧費の準用河川上落合川護岸補修事業260万4,000円につきましては、水稻作付の準備期間にまたがり、工事用道路や資材置き場の確保が一時的に不可能なことから繰り越しを行うものであります。

以上、長時間にわたりましたがこれで説明を終わらせていただきます。よろしく願い申し上げます。

議長（新井 明君） ただいま担当課長より説明がありましたが、質疑については午後に行うこととし、午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時59分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、白鳥時忠君。

2番（白鳥時忠君） 2番、白鳥です。

12ページ、町税の町たばこ税100万円の増額ですが、これのまず詳細をお聞きしたいのと、13ページ、2番の商工使用料、この3番の駐車場使用料の100万円の増額について詳細を教えてくださいたいと思います。

また、16ページ、7番商工費県補助金、この観光施設整備費補助金、これの補助金の説明と、この減額ですか、これの経緯についてまず説明いただきたいと思います。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） たばこ税の件ですけれども、たばこ税は当初見積もって売上げの本数より今回精査しました関係で、売上げの本数が大体100万円ですから30万本くらいしか落ちなかったものですから、その分を増額で補正しました。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず、駐車場使用料100万円の増額の要因ですが、当初予算

では過去3年間の平均値という形で1,250万円の計上がありました。これが現在1,300万円を超している関係がありまして、今後の利用状況を考えたときに、30万円ほど上がるのではないかという予測の中で今回100万円の増額をしております。

その大きな要因としては、夏の間、7月、8月について非常に落ち込んだ経緯がございますが、その後400周年の企画、町が行った事業とかそういった関連で、9月、10月に想定していた以上によかったということでございます。

また、今回の1,000万円の減額の理由としましては、県の観光補助事業についてやはり今回繰り越してお願いしておりますが、県の主導の中で繰り越すものについては一たん補助金を採択、2,000万円を上限としたうち2分の1の補助なんですけど、その分の執行を4月以降にしてくれと。今回、県のほうの当初予算にこの観光地魅力アップ緊急整備事業については計上されているということを伺った中で、4月になりましたら新たに1,000万円の内示をすることによって、今回取り下げさせていただいた経緯がございます。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

2番、白鳥時忠君。

2番（白鳥時忠君） 3点については了承しました。

もう一点、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、また地域活性化・きめ細かな臨時交付金、これは暮れから緊急経済対策も含めて、さまざまな交付金事業があったと思うんですが、事業計画から始まって、かなり多岐にわたって事業計画、そして採択されてこの補助金が御宿町におりてきたこと、これは皆様のご尽力があって、これだけの予算がおりてきたと思いますので、これに関しては敬意を表したいと思います。また、この中でもLED事業、これは全員協議会のときにも私はお話しさせていただきましたが、大変すばらしい事業だと思います。これは後の広報で皆様、住民の方に説明、これはわかりやすく、これは緊急ではなくて今後永続的に節約できるものですので、広報を通じて皆様がこれだけやっているということを伝えていただきたいと思います。

以上です。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

一般会計補正ということでただいまも質疑ありましたが、6ページの繰越明許でお伺いをしたいんですが、一つは総務管理費ということで全国瞬時警報システム整備事業ということで、

まだ全国的な整備が整わないための繰り越しということでの予算説明を伺ったところでありますが、先般の津波のときにもやはりさまざまな、多分このシステムの中身だろうと思うんですけども不具合があったやに聞いております。けさも同様な内容でニュース報道がされていたところでありますけれども、その辺の今回の不具合の内容がどういう内容だったかということと、こうしたものも含めてのシステム整備なのかと、このシステム整備の中身について一度伺ってはあはるわけですが、改めてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、同じページのLED防犯灯交換設置事業ということではありますが、このLEDにかえるということは一般的には10分の1ぐらいの消費電力が低下されるということと、10年ぐらいいくつか長期にわたって使えるという内容があるかというふうに思っておりますけれども、今回、これは防犯灯ということでの繰越明許でありますけれども、予算のほうを見てみますと、大変多岐にわたってLEDの交換が町内において行われるわけでありますけれども、まずそれは一言でLEDといいますけれども、どういう形態のものかと。白熱灯をかえていくというような説明の中にもあるわけですが、新規につける場合、今回のこの防犯灯というのは外につけるわけありますから、今まではただ単に非常に昔からのエジソンが発明した白熱球ですね。非常にシンプルなものだったんですけども、今度は電子的な内容になっておりますので、塩害のおそれもあると思うんです。塩害での故障ということも考えられるというふうに思います。本町は海岸に面しておりますので、そうしたものについてはどういう内容であるかということの確認です。

それから、庁舎内、公民館等も交換されるというふうになっておるわけですが、既存のものの交換については、既存の白熱球ですね。これどうされるのか。全体で幾つ交換するかということ、その交換した物をどうするのかということも大事なところですね。当然これまではリサイクルということが執行部のほうからも、そういう提案がされておりますし、今般の議会の中でもリサイクルがさらに進めるべきではないかという提案の趣旨もあったかというふうに思います。こういう新たな確かにエコという観点の中では、CO₂削減も含めた中での啓蒙という意味合いの中で、行政が先んじて施設整備するということもあろうかと思っておりますけれども、では、旧来の設備というのはどうしていくのかということについて説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） まず、LED防犯灯がどのようなものかということではありますが、発光ダイオードということで、今注目を浴びているものでございます。この設置目的につきましては、犯罪不安の暗がりを解消して地域の防犯力を高めたいという趣旨でありま

して、メリットとしましては省エネ、二酸化炭素の排出量の削減、それから長寿命ということ
であります。

この省エネに対してどのくらいの影響があるかといいますと、蛍光灯の電気料でありますと
平成22年換算でいいますと175円、1つ防犯灯を設置しますとかかるわけですが、L E
Dにしますと108円ということになります。この110基の年間の影響額でいいますと、9万
5,208円という電気代の削減に寄与できるということになります。さらには、ランプが寿命が
長くて、蛍光灯ですと8,500時間、これ1日12時間点灯をいたしますと、708日という計算にな
ります。L E Dですと4万時間と言われていて、3,333日ということで4.7倍の寿命というこ
とです。本来、寿命が短い蛍光灯につきましては、おおむね2年に1回は蛍光灯を取りかえら
ないという作業があります。町内には979基設置がされておりまして、1基蛍光灯の取りかえをし
ますと、おおむね2,000円ぐらいかかり、こういった経費の削減ができるということになります。

塩害につきましては、灯具については対塩害仕様となっております塩害の心配は要らないとい
うことでもあります。

あと既存の蛍光灯をどうするかということになりますが、防犯灯については大半が蛍光灯に
なっております。今回は979基のうち通学路を中心に路線で8路線を整備する予定でござい
ます。この新しい例えば蛍光灯については使い回しをしたいということになります。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

一つ聞き忘れました。この単価というのは幾らかというのを聞き忘れました。すみません、
それをお願いいたします。どのくらいの違いがあるかということですね、既存のものと、それ
を次にお願いしたいと思います。

それともう一つ答弁を忘れていました。全国瞬時防災関係について、それと一緒に。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） L E Dの単価ですけれども、種類がそれぞれございまして安い
ものと2万数千円ということなんです。あと電柱に巻き込むタイプで、これは風等に非常に強
いということなんですけれども、これですと、およそ3万数千円ということなんです。設置費用を
見ますと、1基当たり5万円程度と積算をしております。通常のこれまでの蛍光灯につきまし
ては1万3,000円前後ということなんです。

それから、消防庁の全国瞬時警報システムでありますけれども、石井議員もご指摘のように

今、先般の津波警報の関係で大分新聞紙上ににぎわしておるわけでございます。南米チリの大地震で発生した津波で、総務省、消防庁の全国瞬時警報システムが全国各地に警報や注意報を送付した際に、津波警報が出ている地域に改めて警報発令をしたり、注意報が解除された地域に誤って注意報発令を送付をしたりしたということであります。

御宿町につきましても、警報を発令しているにもかかわらず、再度夜7時の時点でこの警報が参りました。県のほうに確認をしましたら、手動切りかえをすればそれ以降の放送は流れないということでありましたので、すぐ御宿町の場合は手動の切りかえをして、それ以降の警報は流れませんでした。県内に太平洋沿岸の市町村が15からある中で、市町村によってはその切りかえをしなかったもので、その後も続いて夜中まで警報が流れたということで、大分クレーム等が市役所に殺到したということであります。今回のこの全国瞬時警報システムの整備事業につきましては、こういった不具合を解消するということ聞いております。

昨年12月補正予算で357万5,000円を計上させていただきましたけれども、まだ、県のほうの大もととなるシステムの構築がなされておりません。それができるのがおおむね4月から5月ぐらいになるのではないかと伺っておりますが、それができて、整備事業が始められるのかなというところありますので、よろしく願い申し上げます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

わかりました。次に移ります。

12ページ、歳入であります。法人税でありますか、これが260万円の減額と、一方、固定資産税、これが300万円ですか現年課税分としてこれは増額補正ということですが、この中身についてもう少し詳しい説明をいただきたいと思っております。固定資産税であります。ちなみに後段のほうで、いわゆる小型合併浄化槽の設置ですね、これはたしか減額になっていたと思うんです。減額補正になっていましたね。さっき住居などの家屋というようなご説明を最初いただいたというふうに思いますので、一般的にはこういう合併浄化槽が設置されている、いわゆる新規の新しい住宅ですと、浄化槽込みではないですか。ですから、一般的には住宅が増えれば、御宿ではそういう面では下水道が設置されていますからいいんでしょうけれども、それ以外だと合併浄化槽ですね、そういう浄化システムが必要だというふうになりますので、この辺のちょっと意味合いがわからない。

ですから、それは当然一定の部分が増えて、一定の部分は予定より増えていないということになるんだろうなというふうに思うんですけれども、そういったようなことが質問の趣旨であ

りますので、説明をいただきたいと思います。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 法人住民税につきましては、一応法人税割の不況による減なんですけれども、内容としましては金融機関関係が1社と、福祉事業の関係で1社で2社が大きな税割の減になっております。

固定資産税につきましては、これは平成21年度当初予算のときに一応その時点で、12月に完成する予定かどうかははっきりしない会員制の宿泊施設の建設がちょうどありまして、それがちょうど12月中に完成しましたので、その分の宿泊施設の固定資産家屋の部分と、それに伴う設備の償却資産ですね、それを平成21年度の課税に入れましたので一つですね、1カ所、その分がちょうど今回の300万円ということで補正をいたしましたので、よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に、移ります。

18ページに移りますが、歳出のほうで財産管理費ということで植栽等景観保全委託ということで、これは桜だということで一般質問の中でも触れられておりますが、再度確認のためにお尋ねをいたします。それから、同じ内容でもう一つありましたが、この植栽等、こうしたものはやはり非常に長い年月にわたって、一般質問でも触れられておりましたけれども、当然育てながら管理をしていかななくてはいけないわけです。その管理方法について一般質問もございましたが、将来的には非常に私は持続的ではないなと不安の要素があったと思うんです。こうしたやはり管理についてきちんと住民団体でも結構なんですけれども、そうしたものが持続的に管理できるような形態、システムですね、そうしたものをつくっていく必要があると思うんです。

一般質問でも、町ではなくてそうしたものの委託も含めた管理ということでおっしゃっていただきましたので、せっかくこうしたものを植えるのでありますから、そうしたものが継続的にきちんと管理されて、当初の目的を達するということが大事だろうというふうに思いますので、もう一度この点について内容について説明を受けたいと思います。

それから、同ページの財政調整基金積立金ということでありまして、7,000万円積み立てるわけですが、これで財調のほうは幾らぐらいになるんでしょうか。それとこの補正が終わった後の積立額をお教え願いたいというふうに思います。

それから、20ページ、民生費の中の保育所費ということで、この中で保育所の安全対策とい

うことで予算が盛られておるわけでありましたが、保育所のほうの給食室と申しましょうか、こちらのほうも大分傷んでおりますし、当初設置した当時のまま来ているのが実態で、一時クーラー等の設置もしていただきながら、環境改善はしていただいたところだと思いますけれども、それとやはりトイレのほうも、たしかここは単独だったというふうに思いますので、いわゆる調理場からの汚水の関係ですね。そうしたものも十分にきれいになっていないのではないかと、いうふうに思うわけでありまして、いわゆる清水川の影響ということも懸念をされるというふうに思いますので、その辺についてどう対応されるのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから24ページであります、教育費、これは事務局費ということでこれも積立金でございますが、学校建設積立金ということで3,000万円の積み増しということでございます。これにつきましても本年度で幾らになるのかということです。それから、これもそろそろ屋内運動場の建設時期が見えてきたというふうに考えておりますが、今後いかほど積み増していくのか、基金は最終的には建設までにどの程度予定をされているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、同ページで学校管理費、校庭フェンス改修工事ということで先ほど説明をいただきましたが、これはいわゆる公民館側に面したところだろうというふうに説明は伺いましたが、校庭の裏地ですね、駐車場として利用されている方面につきましても、やはりこうしたフェンスが私は一定必要ではないかというふうに考えているわけでありまして、これについてどう考えるのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、25ページでありますけれども、公民館費であります、これも修繕、それから障害者トイレの設置工事ということでのってございます。いわゆるバリアフリーの一環ではないかということでありますけれども、この公民館、2階の利用に関して、やはりそういう面では今障害者の方は、2階に行くのが非常に困難な状況があるというふうに思います。先般には月の沙漠記念館、これも座って上がれるようなエレベーターというんですか、エスカレーターというんですか、そういったものも設置をされたということで2階への障害者等の利用も可能になったというように伺っておるわけでありまして、公民館についてまだそうした施設はないというふうに理解をしておりますので、そうしたものについてどうされるのか、今後の考え方についてお伺いをしたいと思います。

以上です。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） まず、1点目の植栽ですが、一般質問の中でもお答えしていると思いますが、基本的には協働の町づくりの中で管理のほうを進めていきたいと考えております。場所によっては、非常に困難で委託によらなければならないところについては委託金のほうも、あわせて考えていくということであります。

それと、財調がこれを7,000万円積んで、幾らかになるかという質問ですが、財調についてはこの7,000万円を積みまして平成21年度末で3億2,500万円になります。

あと学校建設基金のほうですが、3,000万円を積みまして平成21年度末で1億7,800万円、その後については実施計画でもお示ししてありますが、平成22年、23年で1,000万円ずつ積み立て、おおむね2億円に持っていきたいというふうに考えています。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 保育所の浄化槽の件でございますけれども、給食室につきましては残渣は網で取って捨てる、また、油類については凝固剤によって処理しているところなんです。今のところ床面などを洗浄した場合に、そのまま前面道路の側溝へ放流という方式になっております。また、昨年教育民生委員会で視察したときに、浄化槽のにおいがあったということでございましたけれども、よく調べた結果、浄化槽に入る水が少ないためににおいが出るということでありましたので、これも保育所のほうへ定期的に水を放流してバクテリアを好条件で発生させるようにということにしましたところ、現在は改善されている状況であります。

議長（新井 明君） 大竹教育課長。

教育課長（大竹伸弘君） 小学校のフェンスについてでございますけれども、こちらにつきましては先ほどの説明では公民館沿いの清水川の角から、校門までの間のフェンスとそれから擁壁の改修を予定しているということでございます。お話のありました校舎の裏の部分についても、これから設計を行っていく中で、ご意見のように検討をしてみたいというふうに考えております。

公民館の2階へ車いす等で上がる昇降の施設というようなことですが、ご承知のとおり会議室等につきましては2階に多くあるような状況でございますので、今の階段の形状等で設置について可能であるか、費用はどのくらいなのかということについて検討をさせていただきたいと考えます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

保育所の給食室の関係でありますけれども、今のご説明では、いわゆるBODに関しては私

はクリアできないというふうに思いましたので、これは保育所もそうでありまして、学校の給食センターも私は同様の設備、同じような施設内容だというふうに思いますので、やはりこれから環境、景観ですか、そんなようなことも新年度予算にのってあるようでございますけれども、そした町づくりを進める上におきまして、やはり町民に対してもそうした啓蒙活動を進めていくのも当然必要だろうと思います。今回LEDの設置というような形で町が率先してCO₂、また環境対策と言いながら、そういう部分での負の遺産と申しましょうか、そうしたものがあつたわけでありまして、やはりこういう部分をきちんと精査して、まず行政から対応を図っていくというのが当然だろうというふうに思うわけでありまして、今般、新年度に間に合うかどうかは別といたしましても、きちんとその辺の問題意識を持った事業計画にさせていただくということが必要だろうというふうに思うわけでありまして、これについての最終的な町としての考え方をお伺いいたします。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） ご指摘いただきましたが、言葉を変えて言えば、合併浄化槽の設置をしたかどうかというふうなことではないかというふうに思います。子供たちがたくさんおりまして、人槽上どの程度費用がかかるのかということも考慮し、これから今後検討をさせていただきたいと思つたいます。

議長（新井 明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よつて、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第11号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第11、議案第11号 平成22年度御宿町水道事業会計予算についてを議題といたします。

米本建設環境課長より議案の説明を求めます。

米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） それでは、1ページの第2条、業務予定量から説明をしたいと思います。

給水戸数及び年間総給水量につきましては、前年実績をもとに過去3年間の平均伸び率と前年度の1戸当たり有収水量を勘案しまして、給水戸数3,720戸、年間総給水量が90万7,680立方メートルとさせていただきます。年間総受水量は南房総広域水道企業団との協定に基づきまして、28万320立方メートル、1日平均受水量を768立方メートル、1日平均給水量は2,487立方メートルとさせていただきます。

また、主な建設改良事業としまして、浄水場機器改良事業等で2,572万6,000円、配水施設改良事業で1,263万6,000円を計上しました。

第3条の収益的収入及び支出と2ページの第4条、資本的収入及び支出につきましては、後ほど事項別明細書にて説明をさせていただきます。

第5条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用の相互と決めました。

3ページの第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費2,109万5,000円、交際費1万円と決めました。

第7条の他会計からの補助金額は1,500万円としました。水道料金の格差を是正し、住民負担の軽減を図るとともに、経営の健全化を促進することを目的としておりまして、市町村の補助金額をもとに県の補助金も増額されますので、前年度に引き続き500万円増額をしていただきました。

このことにより、収益的収入及び支出の営業外収益の県補助金は前年同様に増額計上し、より一層の経営改善を図ることとします。

次に、8ページの事項別明細書の収益的収入及び支出を説明いたします。

水道事業収益の2億6,707万4,000円とし、前年度より136万5,000円の減額としまして、営業収益2億3,745万8,000円の内訳といたしまして、給水収益が2億3,725万8,000円、その他の営業収益は、指定工事店登録手数料、改善手数料として20万円を計上しました。

営業外収益は2,961万6,000円とし、前年度より17万1,000円の減額となりました。この減額は預金利息の利率の減が要因でございます。

9ページの水道事業費用は2億6,372万3,000円とし、前年度より550万7,000円の増と、営業費用2億5,834万7,000円、内訳といたしまして原水及び浄水費1億2,908万4,000円、主な事業

といたしましては、修繕費の浄水場機器修理が210万円、委託料の浄水場等の運転管理、水質検査料が1,450万8,000円、受水費1億111万円は、南房総広域水道企業団への受水費でございます。

10ページの配水及び給水費3,192万2,000円は、人件費が1,212万3,000円、物件費が1,979万9,000円です。物件費の主な内容は、修繕費の1,136万1,000円、鉛管の取りかえ、漏水修理等の費用を計上しました。委託料629万5,000円は、量水器の取りかえと配水管の洗浄委託費でございます。

11ページになりますが、総係費1,880万円の内訳は人件費が897万2,000円、物件費が982万8,000円で、物件費の主な内容は使用料及び賃借料の電算リース料435万1,000円、委託料414万8,000円は、メータ器の検針委託料でございます。

12ページになりますが、減価償却費7,854万円、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。資産減耗費は改修工事等に係る有形固定資産の除却損、または廃棄損が発生した場合の科目の設定でございます。

営業外費用507万6,000円は、支払利息等消費税及び地方消費税、特別損失の過年度損益修正損10万円、予備費は20万円です。

次に、13ページの資本的収入及び支出について説明いたします。

資本的収入が572万3,000円、うち納付金が572万2,000円で新規加入分を計上しました。以下開発負担金は科目の設定でございます。

次に、14ページの資本的支出ですが4,579万3,000円、内訳としまして建設改良費3,836万2,000円、主な内容は原水及び浄水費の工事請負費2,572万5,000円、電気設備更新工事、1号送水ポンプ更新工事等と配水及び給水費1,233万8,000円の圧力制御盤、第2配水池残留塩素計測設備や本管布設でございます。

企業債償還金は743万1,000円を計上しました。

それでは、2ページにお戻りください。

第4条の資本的収入に対する資本的支出の差し引きの不足額、4,007万円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金にて補てんをさせていただくものです。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

水道関係当初予算ということでありますが、8ページであります、水道事業収益ということで、その中ほどにありますが、その他の営業収益ということで開栓手数料他ということで20万円予算額がのっていますが、具体的な内容について伺いたいというふうに思います。

それから、14ページであります、支出、資本的支出の中で、これも中ほどであります、配水及び給水費ということで、本管敷設、埋設ですか、これが須賀地先の50ミリですか、30メートルということでありますが、具体的にどの地域の内容になっているのか、工事内容をお示しいただきたいと思います。

それから、ちょっと戻って失礼ですが、10ページ、配水及び給水費の中で8節修繕費、鉛管取りかえという内容でございますが、この工事内容ですね、これについて説明をいただきたいと思います。

それから、10ページの路面復旧費ということで、これはこれとの関係になるのかなと、8節との関係になるのかなというふうに思うわけですが、この路面復旧費で一つお聞かせ願いたいのは、いわゆる路面が凹んだと、よくありますね。それが原因としまして、例えば水道管を埋設したときは一部のところですから非常にわかりやすいですね、工事をした内容が。そのいわゆる町道が傷んだ場合ですね、その原因者として何かという中で、例えば水道事業によって路面が損傷したという場合に、この水道会計からの支出で修繕になるんでしょうか、それとも一般会計からの支出になるんでしょうか。町道の改修ですね、その内容についてです。その同じ場所でやっているんでしょうけれども、会計としては別ですので、そういう場合はどういう対応になるのか、町道の路面改修についての対応を伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 初めに、手数料の関係でございますけれども、まず指定工事店の登録手数料、これは約2件見てまして2万円、あとは開栓手数料が1万円の18件を予算計上しまして、合計20万円ということでございます。

その次に修繕費の内容ということでございますけれども、鉛管の交換の約10カ所程度を見込んでおりまして約150万円、そのほかに漏水修理等を100万円計上しております。あとは量水器の修繕ということを見込んでおります。

あとは、路面復旧費につきましては約200平方メートルほど計上させていただきました。水道事業で掘り起こした路面復旧につきましては、水道企業会計のほうから支出をするということでございます。

あと、本管の敷設ということでございますけれども、須賀地先、これが町道2031号線でございます、丸十水産の駅側から国道に向かう狭い道がございます。その部分に敷設をするということでございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

最後のところですが、ここの地先というのは既に本管等が入っているということではないんですか。新設なわけですか。それを一つ確認したいということ。

それから先ほどの舗装修繕ということでありますけれども、これは維持管理についてもその原因が水道事業であれば水道会計から行うということでいいのか、それを再度確認をしたいというふうに思います。

それから、鉛管取りかえということでありますけれども、10カ所というふうにおっしゃいましたというふうに思うんですが、これで残った中で、要するに今回予算化した中で、どの程度取りかえが進んだのか、要するに進捗率ですね。当初この平成22年度の予算の中でこれまでやってきたと思うんですけれども、進捗率を説明いただきたいということと、それが100%になるというのはいつごろになるのかということをお答えいただきたいと思います。

それから、もう一つ、ちょっと聞き忘れましたが、8ページの営業収益の中で給水収益のほうに121万円ですか。全体的には減額となっているというふうに思うんですけれども、これはいわゆる1戸当たりの水の使用料ですか、全体的な戸数とこちらのほうにまた資料もあるのかもわかりませんが、その辺の伸びというか率というか、減じている理由について説明いただきたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 新設かということですが、そのとおりでございます。また、舗装の維持管理につきましては、先ほど申したとおり水道事業会計の工事等が基本になっておりますので、そちらのほうで対応をしたいということでございます。

また、鉛管の関係ですが、箇所数にしてあと約1,520カ所くらいあるという考えであります。金額的に残としましては、ざっくりとは計算すると約1億円くらいの予算がかかるのではないかと考えていますので、年数的には相当かかるということでございます。

給水収益の関連でございますが、これは基本的に1件何立方メートルというふうな形で、1立方メートルから10立方メートルを使う、あるいは11立方メートルから20立方メートル使うということでまちまちでございますけれども、そういう中で合計すると、5万9,000立方メー

ル程度ということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 鉛管でありますけれども、まずは1,520カ所ですかあるということで、相当程度かかるということなんですけれども、相当程度というのは非常に議会の中ではわかりづらい話ですので、きちんとどの程度見込んでおられるのか。額的には1億円ということでありまして、額が出るんだったら出るのではないんですか。きのうも申し上げましたけれども水道法の中で、やはり安価で清廉な水を供給するということが義務になっておりますので、これはやはりクリアしなければならない、住民の命と安全にかかわる根幹の部分だろうというふうに思いますので、この部分について最後に答弁を求めたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 大体1カ所当たりの平均工事費が8万円から13万円というふうな統計的なものが出ております。そういう中でたまたまこの平成22年、23年で繰上償還、あるいは経営改善、そういうものを目標に上げましたので、毎年例年ですと、例えば平成20年度には約70カ所をまとめて鉛管の交換をしたということでありまして。そういう中で、平成22年度は漏水等の必要があったときに、あった場所を鉛管が施工されていれば交換するという、内容的にはちょっと消極的な内容になっておりますけれども、今後なるべく早い時期に改修をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（新井 明君） 答弁不足。

建設環境課長（米本清司君） 新設でございます。

議長（新井 明君） 5番、何かありますか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 何年かと聞いているんです。ですから、何年程度と少なくともですね。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 予算的な都合もあると思いますけれども、50年以上かかると思います。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(新井 明君) 挙手多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第12号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第12、議案第12号 平成22年度御宿町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

灌口保健福祉課長より議案の説明を求めます。

灌口保健福祉課長。

保健福祉課長(灌口和廣君) 議案第12号について説明いたします。

予算概要の1ページをお願いいたします。

平成20年度の市町村国保の財政状況は、市町村が一般会計から赤字補てんしている部分を除いた実質的な収支で平成20年度は2,384億円の赤字となっております。平成19年度の3,620億円に比べ1,236億円改善していますが、厳しい財政状況が続いています。保険料収納は平成20年度88.35%と過去最低となっております。被保険者数については前年度より109万1,000人減少で359万3,597万人となっております。これは後期高齢者医療制度の創設に伴い、前年度末で1,062万人いた75歳以上の方が市町村国保から移行したため、また、退職被保険者等は703万人減少して179万人となっている一方、その他の方は2,744万人から3,418万人に大きく増加しましたが、これは前期高齢者の財政調整の仕組みが創設され、退職者医療制度が65歳未満を対象とすることとなったことに伴い、65歳以上のものが退職被保険者等ではなくなったことによるものです。

保険料の収納率は全国平均で前年度より2.14ポイント低下し、88.35%となり、国民皆保険となった昭和36年度以降最低となりました。収納率の低下の要因は、後期高齢者医療制度の導入で収納率の高い方が市町村国保から後期高齢者医療制度へ移行したこと、また、景気悪化などの影響もあるものと考えられます。

こうした中で、平成22年度予算編成ですが、必要最低減の歳出と、それに充てる財源として歳入を見込みました。国保会計は保険給付費などの必要経費に対し、国・県の負担や繰入金等を財源としたほか、残りの部分については国民健康保険税を財源とすることとなります。

以上のとおり財政大変厳しい状況ですが、保険事業の強化を図るとともに、広報等を活用した医療費抑制に努めるほか、税の収納率向上を推進し、給付と負担のバランスを保ち健全な財政運営に努めます。

予算の概要は4ページの表により説明いたします。

予算総額は9億8,291万3,000円を計上いたしました。対前年度比3.2%の減となっています。減額の理由は、保険給付、後期高齢者支援金、共同事業拠出金の減が主なものです。

予算構成につきましては、歳入は保険税で28.9%、国庫支出金で28.3%、共同事業交付金で10.8%が大きく占めています。歳出については保険給付費63.3%、後期高齢者支援金14%、共同事業拠出金13.3%が主なものです。

加入者の推移を6ページの表により説明いたします。

加入者は、平成20年度と21年度末を見込みで比較すると大きな変動はありません。町全世帯の半数以上の53%が国保加入世帯となっています。

医療費の推移を7ページの表により説明いたします。

医療費の推移はほぼ横ばいです。表の右端、1人当たりの医療費は平成20年度の統計で18万4,812円です。

続きまして、予算書の説明をいたします。

予算書の事項別明細書8ページから説明いたします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税2億6,690万3,000円、対前年度249万円の増です。

2目退職被保険者等国民健康保険税1,747万8,000円、対前年度605万4,000円の増です。この保険税は60歳から65歳の厚生年金等受給者が納める保険税です。

2款使用料及び手数料、1項手数料は督促手数料15万円を計上いたしました。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金2億3,320万5,000円、対前年度8,108万8,000円の増です。一般被保険者療養給付費等の法定負担分です。

2目高額療養費共同事業負担金767万8,000円計上いたしました。これも共同事業の法定負担分でございます。

3目特定健康診査等負担金106万2,000円は、特定健康診査、特定保健指導に係る経費の補助分でございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金3,649万6,000円、対前年度1,295万円の増です。市町村の保険税負担能力及び医療費の支出状況の財政力の不均衡を調整するための補助金です。

2目は科目設定です。

3目出産育児一時金補助金20万円は、本年度に限り出産について4万円追加助成されるための費用の2分の1補助分でございます。

10ページをお願いいたします。

4款療養給付費等交付金は5,234万6,000円、退職医療費に対する交付金で支払基金より交付されます。

5款前期高齢者交付金8,565万円、対前年度比1億7,253万3,000円の減です。65歳から74歳までの医療費に対して交付されます。その財源は各健康保険団体から拠出し合い財政を運営します。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額療養費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金の法定負担分4分の1です。

2目特定健康診査等負担金は、特定健診、特定保健指導に係る経費の県負担金です。合計874万円、対前年度90万6,000円の減です。

2項県補助金、1目県財政調整交付金2,029万5,000円、対前年度325万1,000円の減です。一般被保険者療養給付費等の県法定負担分です。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金80万円は、80万円以上の医療費に対して国保連合会より交付される交付金です。

2目保険財政共同安定化事業交付金は、30万円以上の医療費に対して国保連合会より交付される交付金です。合計1億573万7,000円、対前年度640万2,000円の減です。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金4,680万3,000円、対前年度921万3,000円の増です。詳細については説明欄のとおりです。

2項基金繰入金、財政調整基金繰入金1,000万円、対前年度800万円の増です。

12ページをお願いいたします。

9款繰越金、1項繰越金、療養給付費等交付金繰越金は科目設定です。その他繰越金8,903万9,000円で、対前年度4,411万5,000円の増です。

10款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料については保険税の延滞金を見込んだ科目設定です。

2項雑入、1目から4目までは科目設定です。

一般被保険者第三者納付金50万円は、交通事故等の賠償金給付に対する納付金でございます。

5目の雑入につきましては、62万6,000円を計上いたしました。これは特定健診、特定保健

指導の費用徴収金です。

歳出について説明いたします。

14ページをお願いいたします。

一般管理費は、職員、臨時職員各1名の人件費及び国保事務に係る費用を計上しています。

2目の負担金は国保連合会への負担金です。計1,528万8,000円、対前年度272万1,000円の増です。

次に、2項徴税费、賦課徴収費として37万2,000円を計上しました。

3項運営協議会費は国保運営協議会の費用を計上いたしました。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費5億52万1,000円、対前年度2,337万9,000円の減です。一般被保険者の医療費管理支払医療費でございます。

2目退職被保険者等療養給付費3,471万2,000円、対前年度1,118万1,000円の減です。退職被保険者の医療機関に支払う医療費です。

3目一般被保険者療養費612万8,000円で、対前年度93万7,000円の減、一般被保険者が接骨医等に支払う医療費です。

4目退職被保険者等療養費は、退職被保険者の接骨医等に支払う医療費です。

5目審査支払手数料は、国保連合会が医療機関へ支払うための事務費手数料です。

16ページをお願いいたします。

2項高額療養費については、一般被保険者や退職被保険者が一定額以上の自己負担額を得た部分を医療機関に給付するものです。合計7,287万円、対前年度1,578万2,000円の増です。

3項移送費につきましては、病院から病院へ転送のための交通費に対する科目設定です。

4項出産育児諸費は、出産育児一時金1件42万円で10件分420万3,000円を計上しました。

5項葬祭費は1件7万円で20件分140万円を計上しました。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等は1億3,721万8,000円、対前年度646万8,000円の減です。後期高齢者医療制度設立に伴い老人保健拠出金のかわりに拠出するもので、後期高齢者医療費を支出する千葉県広域連合会の会計に拠出するものです。

4款前期高齢者納付金、1項前期高齢者納付金等は25万1,000円を計上しました。これは65歳から74歳までの医療費に対して拠出するもので、支払基金に納めるものです。

17ページをお願いいたします。

5款老人保健医療費拠出金は、科目設定の事務費の計上です。

6款介護納付金は6,160万8,000円で、対前年度304万2,000円の増です。40歳から64歳までの

方が介護保険に納めるもので、支払基金に納付するものです。

次に、7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金3,071万4,000円、対前年度249万8,000円の減です。80万円以上の医療費に対する国保連合会への拠出です。

2目は科目設定です。

3目保険財政共同安定化事業拠出金1億42万1,000円、対前年度729万4,000円の減です。30万円以上の医療費に対する国保連合会への拠出金です。

8款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費200万円を計上しました。人間ドック助成金で1件上限5万円を40件分を計上しています。

2項特定健康診査等事業費997万7,000円、対前年度187万8,000円の減です。特定健診、特定健康指導の健診関係に伴う事業費を計上いたしました。

9款公債費は科目設定です。

10款諸支出金、1項償還金及び還付金は保険税の還付金で、合計80万6,000円を計上いたしました。これは国保脱退者への保険税を還付するためのものです。

11款予備費につきましては、200万円を計上いたしました。

以上、歳入歳出予算の総額を9億8,291万3,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） 担当課長より説明をいただきましたが、これより10分間の休憩いたします。

（午後 2時06分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時24分）

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

国保会計につきましては、先日、一般質問の中でも触れさせていただきましたので、1点だけ伺いをしたいというふうに思います。

先日の新聞に、失業者の国保料の軽減策があるというような報道がされておったわけですが、この内容が今般のこの当初予算に反映されておられるのかどうか、おらないとすれば

それはどういうふうにするのか、そういった軽減の内容について伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 法律改正はまだなんでしょうけれども、平成22年4月からリストラ、解雇等になった方については、前年の所得を一応3割で見ると、そういうようなことが決定されようとしていますけれども、これについては平成22年度予算には反映されておられません。これについてはまだ届け出制になりますでしょうから、それを見て一応修正していく形になります。

議長（新井 明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第13号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第13、議案第13号 平成22年度御宿町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

瀧口保健福祉課長より議案の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第13号について説明いたします。

老人保健特別会計は、平成19年度までに診療を得たものを請求漏れ等の精算をするもので、平成22年度をもちまして会計を閉鎖いたします。

予算書の事項別明細書5ページより説明いたします。

歳入は繰入金20万円を一般会計より繰り入れます。

5款の繰越金は平成21年度としての繰越金として100万円を計上いたしました。

6款は廃科目となります。

歳出を説明いたします。6ページをお願いいたします。

1款医療費分として過年度分として13万円を計上いたしました。

2款諸支出金の一般会計繰入金100万円を計上いたしました。平成21年度分精算額の計上でございます。

4款予備費については7万円を計上いたしました。

以上、予算総額を120万円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ただいまの出席委員11名です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第14号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第14、議案第14号 平成22年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

瀧口保健福祉課長より議案の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第14号について説明いたします。

予算概要について説明いたします。

予算概要の1ページをお願いいたします。

制度の仕組みですが、県内の市町村で設立した千葉県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、財政を行います。市町村は保険料の徴収と窓口業務でございます。

給付については、各種保険とおおむね同じでございます。

医療給付に要するに財源は、公費負担、国民健康保険や社会保険など現役世代からの支援金と後期高齢者からの保険料によって賄われます。

制度の改正の流れですが、将来的には廃止の方向であります。

2ページをお願いいたします。

保険料の均等割は変更なく3万7,400円で所得割は0.17%増えまして7.29%です。予算編成は保険料の徴収事務の経費と保険料を計上し1億1,705万2,000円を計上いたしました。前年度より9.8%の増となっています。また、町の一般会計予算に後期高齢者人間ドック助成費を1件当たり5万円を限度に計上いたしました。

予算書を説明いたします。

事項別明細書の6ページより説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料は、加入者が納付する保険料として9,052万8,000円を計上いたしました。

2款繰入金、1項一般会計繰入金2,601万6,000円を計上いたしました。事務費繰入金と保険基盤安定繰入金を計上です。

3款諸収入、2項償還金及び還付金、1目保険料還付金として50万円を計上いたしました。

4款使用料及び手数料は、特別手数料として5,000円を計上いたしました。

5款繰越金は科目設定です。

8ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費は電算機の保守はシステム開発費を委託費として、148万1,000円を計上いたしました。

2項徴収費として55万1,000円を計上いたしました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金として1億1,452万円を計上しました。これは被保険者1,743名分の保険料と基盤安定基金拠出金でございます。

3款諸支出金は、保険料還付金として50万円を計上いたしました。

以上、予算総額を1億1,705万3,000円とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

6ページ、歳入、後期高齢者医療保険料ということで増額の予算案となっておりますが、こ

の額でお聞きいたしますが、まずこの後期高齢者医療制度であります。昨年民主党は衆議院選挙の中で後期高齢者医療制度は廃止する旨のそうした公約を掲げておいたというふうな思いわけではありますが、これは既に新年度から予算上程されているわけでありまして、これはいつまで続くのでしょうか。それについて町当局としてどのように関知しているのか、内容についてお伺いしたいと思います。

それから、さらに今年先送りをすると一般的には報道もされておるわけですが、その中でもう一つはこの保険料の抑制を図っていくというようなことを言っておいたというふうに思います。新制度に移行する前の段階で、今の後期高齢者医療制度の抱える問題を極力解消をしていく、負担を抑制するための措置をとると、これは厚生労働大臣が2009年11月9日の参議院予算委員会での発言だそうであります。また、この新年度の保険料の上昇を抑えるために、後期高齢者医療負担率の上昇による保険料の増加分については、国庫補助を行う旨を自治体に通知をしていたと、この事務連絡文書は2009年10月26日付ということではあります。こうしたことも含めまして、こうした国としての手当が今回されておるのかどうか。この内容ですね。これは後期高齢者医療連合に対する負担金という形で、直接的には見えない部分でありますけれども、そうした部分についてどのようになっているのか、わかれば内容を説明をいただきたいというふうに思います。

その点でまず最初をお願いします。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 制度の公約のスケジュールということでございますけれども、平成25年の4月から新しい高齢者医療制度の施行を目指して現在政府が検討をされておまして、最終の取りまとめが平成22年度末に取りまとめをして、法案の提出が平成23年の1月というスケジュールを組んでいるところでございます。

国の保険料抑制のための国の手当がされているかということでございますけれども、所得割が上がっていることから、これは明らかに手当がされていると思いません。また、政府では医療制度の改革ということで、現在の75歳以上の年齢に着目した報酬体系になっておりますけれども、この75歳以上という年齢に着目した報酬体系を廃止する検討を今行っておりまして、これも平成25年の新しい制度には組み込まれるものと思います。

また、医療保険制度の国保会計と一緒にしたらという議論も現在されているところであります。

以上でございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。担当者としても新たな増額負担というんですか、そういうものはないという認識だということは理解をいたしました。

次に移ります。

8ページであります。総務費の中の徴収費でお伺いをいたしますが、いわゆる普通徴収事務だというふうに思うわけでありまして、それは本町においては現在何人というんですか、それとあと、新年度においては予定されている人数と申しましょうか、その人数をお教えいただきたいというふうに思います。

それから、特に今問題となっておりますのが年度途中です。年齢が該当するということで新たに後期高齢者医療制度に入るといった年度途中ですね。さらにその途中という部分があるんだというふうに思いますけれども、一般的に特別徴収されている方が普通徴収にかわるといって事態が想定されるわけでありまして、そうした間と申しましょうか、そうした人たちへのこの制度の決定と申しましょうか、徴収事務と申しましょうか、その内容がどのようになっているのかについてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 後期高齢者医療の保険料でございますけれども、体系としては保険料を年金から徴収する体系が特別徴収ということでございます。それがおおよそ83%の方が年金から徴収されているということです。そのほか普通徴収として17%でございます。人数にしますと特徴が約1,400名、普通徴収が280名前後でございます。

年度の途中に75歳になった方への周知ということでございますけれども、これは介護保険も同様でございますけれども、介護保険の場合は特に多くて年金から徴収されるのではないということ、納め忘れが特に多い傾向にあります。後期高齢についても年度途中でなった場合、年度途中から新しい年度に移るまでは、普通徴収といって町のほうから納付書を発行して徴収することになるんですけれども、これも納め忘れが多いわけでございますけれども、納める納期から1カ月間は私どものほうで電話催促、または訪問によって徴収を行っていて、それ以上を過ぎた場合は督促料を取るといような手法をとってありまして、極力広報等を通じてやる場所ですけれども、何せ名前が後期高齢で75歳以上ということでありまして、なかなか徹底するのが難しいという現状でございます。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

ただいまの出席議員は12名です。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第15号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第15、議案第15号 平成22年度御宿町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

瀧口保健福祉課長より議案の説明を求めます。

瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 議案第15号について説明いたします。

予算の概要について、概要書の1ページより説明いたします。

介護保険制度も10年が経過し、第4期介護保険事業計画が2年目となっております。介護保険制度につきましては、利用者、サービス事業提供者ともに制度に対する理解が深まり定着してきました。

平成21年4月より介護職員の処遇改善に伴う報酬改定として3%アップとなっておりますが、人件費相当分の介護報酬改定とはなかなか言えない状況でございます。サービス利用者は支給限度額が変わらないので、報酬単価の上昇により保険適用範囲が狭くなることも考えられます。このようなことから、平成22年度の保険給付費は第4期計画の値に平成21年度の実績の状況を勘案して、保険給付費を算定いたしました。

予算編成に当たる基礎的数値について説明いたします。

概要書の12ページをお願いいたします。

資料、被保険者の推移ですが、平成15年から比較すると老人人口が6年間で400人増え、高齢化率は39.6%となり、平成22年以内には40%を超えます。

次に、13ページ、資料 要介護認定者の状況でございますけれども、表の右端、平成15年から比較すると6年間で130人増え、出現率も年々高くなっています。

14ページをお願いいたします。

資料 のサービス受給者の数ですが、居宅介護が225人、施設介護は78人です。その費用は15ページの資料 をお願いいたします。居宅介護は3億5,589万5,000円、施設介護は2億6,521万8,000円を見込みました。給付についてはまだ増える傾向にあります。

予算の内容について、予算書より説明いたします。

予算書の8ページより説明いたします。

1款介護保険料、1項介護保険料、1目1号被保険者保険料は、65歳以上の方の保険料で1億1,976万7,000円を計上いたしました。対前年度481万1,000円の増です。

2款使用料及び手数料は督促手数料の計上です。

3款国庫支出金、1項国庫負担金1億1,328万円は、保険給付費に対する法定負担分20%と、施設介護サービス費負担15%分です。

2項国庫補助金3,913万4,000円は、上記3事業に対する国からの法定交付金です。

4款支払基金交付金は2億154万3,000円で、2号被保険者と言われる40歳から65歳未満の方の保険料で診療報酬支払金からの交付金です。

5款県支出金、1項県負担金1億122万1,000円は、法定負担分12.5%と施設サービス負担分17.5%分です。

9、10ページの2項県補助金307万円は、1、2目に掲げる事業に対する交付金です。

6款繰入金、1目一般会計繰入金1億1,561万3,000円は、町一般会計からの保険給付費に対する町の法定負担分です。介護給付費及び介護予防は12.5%、包括支援事業が20.25%です。その他一般会計は介護保険事業を行うための職員の人件費相当分や、一般事務費分でございます。

6款基金繰入金1,618万8,000円は、介護給付費準備金繰り入れと、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を繰り入れるものです。

7款繰越金を22万2,000円を計上いたしました。

8款諸収入、1項雑入は科目設定です。

2項受託事業収入は認定調査等受託見込み1万2,000円を計上いたしました。

3項延滞金、加算金及び過料見込みは科目設定です。

12ページをお願いいたします。

歳出の説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,042万3,000円は、事務担当職員2名分の人

件費及び一般事務費です。

2 項賦課徴収費86万9,000円は、保険料賦課業務の費用でございます。

3 項介護認定調査審査会費は858万円を計上しました。

1 目の認定調査等費は申請者の訪問調査費です。

2 目介護認定審査会共同設置負担金は、広域市町村圏事務組合で行っている認定審査会の負担金です。

4 項趣旨普及費 3 万2,000円を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

5 項運営協議会費として6万円を計上いたしました。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費 6 億2,111万3,000円で、前年度より4,991万8,000円の増です。大きく増額しているのは、新たに介護老人保健施設がオープンしたことと、グループホームと言われる地域密着型施設への利用が多くなっていること、高齢者人口の増に伴う入所者数の増が上げられます。

給付の内容は、居宅介護サービス費としてのホームヘルパー派遣やデイサービス、ショートステイ、及び施設入所の給付に要する費用です。また、介護のための住宅改修の補助でございます。

2 項その他諸費、1 目審査支払手数料78万3,000円は、給付費に関する支払い事務を国保連合会が代行して行っているその手数料でございます。

3 項高額介護サービス等費は、一定の金額以上になった方への補助と特定入所者介護サービス等諸費は低所得者への食費、居住費への補助です。1,011万3,000円を計上いたしました。

4 項高額医療合算介護サービス等費は、医療保険と介護保険の自己負担が一定額を超えた場合に利用者に返す費用で、平成21年度から新しく始まった制度です。144万7,000円を計上いたしました。

5 項特定入所者介護サービス等費は2,654万4,000円、前年度より38万2,000円の増です。この給付は低所得者に対して食費や居住費の一部を補助をするものです。

16ページをお願いいたします。

4 款地域支援事業、1 項介護予防事業費1,180万5,000円を計上し、運動機能の向上、営業外で閉じこもり予防など現状の生活を維持していくための事業で、転倒予防や生活機能を維持するための事業を実施します。

2 項包括支援事業・任意事業費は796万9,000円を計上しました。介護予防のための専門職に

よるケアプラン作成や、総合支援権利擁護としての事業を実施します。任意事業として家庭介護用品の支給を行います。

18ページをお願いいたします。

5款諸支出金は保険料の還付金の計上です。

6款予備費は10万円を計上いたしました。

以上、予算の総額を7億1,006万1,000円とさせていただくものです。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番です。

介護保険というのは契約でありますので、必要なものが契約によって必要に受けられるということが基本だろうというふうに思うわけではありますが、今般の新政権の新しい予算の中でこの介護サービスについては、今ある説明があったわけではありますが、今までの制度と今般の新年度の運営の中では違いがあるのかなのかについてお伺いをしたいと思います。

それから、具体的には14ページ、介護サービス等諸費ということで居宅・施設介護サービス等載っておるわけではありますが、いわゆる昨年度から町長の公約の中で議論はされておりますけれども、みんなが寄り添う町という中で、老人ホームなどへの入所待ちのお年寄りが増えていく現状の改善に取り組みますという決意が示されておるわけではありますが、そうしたものと今年のこの介護保険ですか、その関係ではこれはどのように予算化されておるのでしょうか。これはこの介護保険ではなくて一般会計ということもあろうかと思っておりますけれども、この点について、きのうの中でこうした施設の待機者が60名前後ですかいらっしゃるというような旨のお話も承ったわけではありますが、待機者が何人いらっしゃるのか再度お聞きするとともに、新しい制度があるのか否か、また、こういう居宅・施設等も含めまして十分に充足されておるのかどうか。それから、今年の中で町内近隣にそうした施設が増えるか否か、その辺の情報もあれば含めまして説明をいただきたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 新しい政権になってからの制度改正ということではありますけれども、大きな制度も給付に関するものと、介護従事者の報酬アップ3%ですか、それを施設サービス提供者側には報酬を3%アップということで、それが大きな制度改正でございます。処遇改善に対するものです。ところが、サービスを受ける側の老人に対しての制度の

改正というのは大きな点はされておりません。

次に、介護を受ける待機者ですね。待機者は石井議員のほうからもありましたけれども、およそ60名から70名で推移しています。これにつきましては、待機を解消するには、もう施設が増えるということですが、近年では夷隅郡市内では施設が増えている傾向はないですけれども、この第4期計画は平成23年度で終わりますして、24年度から新しい計画に入りますけれども、施設を新しく地域につくる場合でも、その第4期計画に盛り込まなければなりませんので、第4期計画が平成23年度から計画の見直し作業に入りますので、その辺については、施設については考慮をしたいと思っております。

また、新聞の今日の読売新聞なんかの第1面になっておりますけれども、いわゆる公共事業が減っていることから、建設業者も今までは公共事業によって営業を成り立てておりますことから、建設事業者が介護保険事業への転入というんですか、転換ということが全国的に大きな流れとなっているようでございます。過去に夷隅郡でも夷隅郡内の建設業者が介護保険事業施設に参入している事例が1件あります。

以上です。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

先ほどの3%のプラスの分については、みずからおっしゃっていましたがけれどもそうした中で、逆にサービスの提供が下がるという懸念も表明されておったというふうに理解をしております。

それから、いまもう一つのホームなどの施設の関係でありますけれども、今おっしゃられたのは、いわゆる町以外の他力本願という中での対応だろうというふうに思うわけでありますけれども、町長、これは何回もお聞きするかもわかりませんが、先ほど私が申し上げました公約の関係ですね。この具体的な改善の中身については、町長ご自身としてどのように考えておられるのか、この際でするのでお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 一つには、居宅介護サービスの充実というものでございますが、今、瀧口課長の説明にありましたけれども、介護施設の新たな開設については、こちらにそういうお話というか希望のことがあれば協議する用意はありますけれども、いずれにしても、平成23年度からというようなことにはなるかなと思っておりますが、そういうことでよろしく願います。

議長（新井 明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第15号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第16号の上程、説明

議長（新井 明君） 日程第16、議案第16号 平成22年度御宿町一般会計予算についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第16号 平成22年度御宿町一般会計予算（案）についてご説明申し上げます。

予算概要の2ページをご覧ください。

まず、平成22年度における町の財政見通しは、高齢化や景気の後退に伴い、所得の減少や企業収益の落ち込み等により基幹となります町民税における個人、法人分で大きな減少が見込まれる中、自主財源の確保に向けて一層組織的に取り組むことが重要であると考えております。その一方、国の施策により、国・県支出金、地方交付税は増額が見込まれますが、景気の動向や国の財政状況を見ますと、次年度以降については依然として不透明なことから、これらの動向については今後注視する必要があると考えております。

予算編成にあたりましては、3カ年実施計画をベースに福祉の向上、教育環境の充実、さらには産業の振興など、町民生活に欠かすことのできない行政課題の重点配分に努めております。また、税負担の公平性の観点による課税客体の完全捕捉と受益者負担の原則を踏まえながら、限りある財源の効率的、効果的な配分に努めるとともに、マニフェストに掲げられた事業を初め、議会からのご意見、提案、さらには各種団体や委員会からの要望をベースに予算配分を行いました。

次に、予算案の具体的な内容でございますが、予算書の1ページ並びに予算概要の3ページをご覧ください。

予算書の第1条でございますが、平成22年度御宿町一般会計予算の総額を29億3,000万円と定めるものであります。前年度に比べ2億6,600万円増、率にして10%の増となりました。増額の主な要因といたしましては、平成21年度から継続実施しております中山間地域総合整備事業の事業費の拡大や、漁協の冷凍冷蔵庫整備に伴う補助、さらには子ども手当の創設、ふるさと雇用、緊急雇用の経済対策経費が増えたことによるものであります。

予算の特徴といたしましては、予防接種の助成拡大や小学校における特別支援教育支援員の配置、継続事業の岩和田漁港整備のほか400周年記念事業の一環として実施するメキシコへの使節団の派遣経費など福祉、教育、産業分野に重点を置いております。

次に、第2条でございますが、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為を定めるものであります。

内容につきましては、第2表、債務負担行為によりご説明いたしますので、9ページをお開きください。

負担行為を設定する事項は、庁舎空調設備委託並びに土地評価基礎資料作成及び市街地宅地評価業務委託で、期間は平成22年度から24年度までの2カ年、限度額をそれぞれ5,000万円、1,072万9,000円とするものでございます。

内容は、庁舎空調設備委託につきましては、平成5年の建設から17年が経過し、不具合が生じている庁舎空調設備の設計及び工事を行うものです。また、土地評価基礎資料作成及び市街地宅地評価業務委託につきましては、土地の評価替えに伴い航空写真や町の公図加除を委託するものであります。

次に、第3条でございますが、地方債に関する規定であり、予算書の10ページ、第3表、地方債、並びに予算概要16ページ後段の町債をご覧くださいと思います。

地方債は限度額合計1億3,760万円を計画し、借り入れする際の利率は現在の利率状況を踏まえ3.5%以内とするものであります。

内訳でございますが、漁港整備につきましては漁村再生計画に基づく岩和田整備事業に充てるもので、市町村の負担額に対し充当率90%、後年度の交付税にて50%の財政措置があるものであります。

中山間地域総合整備事業につきましては、平成21年度から実施している中山間地域総合整備事業の町負担分に充てるもので、同じく充当率90%、後年度の交付税にて50%の財源措置があ

るものです。

臨時財政対策債につきましては、普通交付税からの一部振替措置であり、地方の財源を増やすことを目的に、地方財政計画にて49.7%増が示されておりますが、起債の抑制を図ることから前年度に比べ3,900万円減の1億1,000万円を計画しております。

また、水道企業団出資事業につきましては、南房総広域水道企業団が実施する水管橋の耐震補強工事の町出資金に充てるもので、市町村出資金に対し充当率100%、後年度の交付税で50%の財政措置があるものであります。

第4条及び第5条につきましては、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の限度額並びに地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により項間の利用かできる場合について定めたものでございます。

それでは、歳入歳出予算にかかわる事項別明細につきましては、予算書の14ページからご説明いたします。

初めに、歳入予算でございますが、予算概要の37、38ページをあわせてお開きいただきたいと思います。

1款町税は9億4,502万6,000円を計上いたしました。歳入全体の32.3%を占めておりますが、前年度に比べますと903万4,000円の減額計上となっております。

各税目ごとの状況でございますが、1項町民税につきましては景気の低迷や高齢化の影響により、個人、法人ともに総所得が落ち込んでいることから、平成21年度の決算見込み額を勘案し、個人分で1,348万2,000円の減、法人で508万4,000円の減となりました。

2款2項固定資産税につきましては、土地における評価変動2.5%減が示されたものの、新築家屋の増加や償却資産における大臣配分の増加を見込むとともに、過去の収納実績を考慮し5億6,785万1,000円、前年度に比べて824万4,000円の増額となっております。

3項軽自動車税ですが、近年の軽四乗用車の普及を考慮し、前年度に比べ88万8,000円増の1,257万5,000円を計上いたしました。

4項町たばこ税ですが、たばこの売り上げ本数は年々減少傾向にあるものの、平成21年度の決算見込み並びに本年10月からたばこ税の税率の改正を踏まえ、3,400万円を計上いたしました。

5項入湯税につきましては、近年減少傾向にあるものの、新たな観光施策を踏まえ、平成21年度の決算見込み額を考慮し65万円を計上いたしました。

なお、各税目ごとの予算計上における積算の基礎につきましては、予算概要の4ページから

7 ページに詳細を記載させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、2 款地方譲与税から17ページ、8 款自動車取得税交付金までは国税・県税を原資とした、国・県の交付基準に従い市町村に交付されるもので、算定につきましては地方財政計画や県の推計値をもとに計上してあります。

なお、前年度には予算計上してありました地方道路譲与税につきましては、法改正による名称が地方揮発油譲与税に変わったことから、廃項科目となっております。

それぞれの積算につきましては、予算概要の7 ページから8 ページにお示しさせていただきました。

続きまして、17ページをご覧ください。

続いて、9 款地方特例交付金でございますが、自動車関係諸税の軽減措置や住宅借入金等特別税額控除に伴う減収補てん分のほか、子ども手当創設に伴う市町村負担分を考慮した上で、総額850万円を計上いたしました。

なお、特別交付金につきましては、平成21年度までの時限措置であることから、廃項科目となっております。

18ページに移り、10 款地方交付税ですが普通交付税と特別交付税を合せまして総額8 億8,000万円を計上いたしました。普通交付税につきましては、町財政計画において地方が自由に使える財源を増やすこととし、1.1兆円が追加されたことを踏まえ、前年度に比べ1 億2,000 万円増の8 億5,000万円を計上いたしました。また、特別交付税についてはルール算定を基準に3,000万円を計上いたしました。

なお、普通交付税の算定につきましては、予算概要の9 ページ、10ページをご覧くださいと思います。

次に、11 款交通安全対策特別交付金ですが、交通反則金を原資に交付されるものであり、県の推計値に基づき前年度と同額140万円を計上いたしました。

12 款分担金及負担金につきましては、前年度比1,124万7,000円増の2 億6,799万6,000円を計上いたしました。内訳で見ますと、1 項負担金が2 億5,122万2,000円で、いすみ市からのごみ処理負担金が約9 割を占めております。

2 項分担金1,677万4,000円で、岩和田漁港整備並びに中山間地域総合整備にかかわる分担金であります。

各項目における内容及び積算につきましては、予算概要の10ページ、11ページにお示しいたしました。

13款使用料及び手数料6,195万2,000円を計上いたしました。内訳で見ますと、19ページから20ページの1項使用料については月の沙漠記念館入館料や町営プール入場料、公営住宅家賃等で各施設における利用状況を勘案して4,028万9,000円を計上いたしました。

次に、手数料ですが窓口手数料やごみ収集手数料で2,166万3,000円を計上いたしました。

なお、個別の詳細につきましては予算概要の11ページをご覧くださいと思います。

続きまして、14款国庫支出金は、前年度比5,212万6,000円増の1億1,519万4,000円を計上いたしました。増減の主な要因は国の施策により実施されます子ども手当の創設によるものであります。内訳で見ますと、1項国庫負担金は前年度分の児童手当や子ども手当の支給、身障福祉等の各福祉施策としての給付に係るもので、1億1,919万4,000円であります。

2項国庫補助金は962万9,000円で、障害者自立支援施策や合併浄化槽の設置、さらには地震ハザードマップ作成に係るものであります。

3項国庫委託金は365万1,000円で、選挙や国民年金事務に係る国からの委託金であります。個々の内容や対象経費、補助率等につきましては、予算概要の11ページ、12ページにお示ししております。

次に、15款県支出金は、総額2億2,298万2,000円を計上いたしました。

1項県負担金につきましては、国の施策に関連した福祉施策に係る県費相当分が主であり、6,419万8,000円となっております。

24ページ中段から26ページ中段の2項県補助金でございますが、雇用対策として実施するふるさと雇用、緊急雇用創出事業や岩和田漁港の整備に係る各補助金のほか、南房総広域水道出資補助や月の沙漠複合案インフォメーションの設置に係る補助で、1億3,136万4,000円となっております。

3項県委託金は2,742万円で、県民税取り扱いや各統計調査に係る事務委託費です。今年度は国勢調査が実施されることから増額となっております。詳細につきましては、予算概要の13ページから15ページをご覧くださいと思います。

16款財産収入は2,553万2,000円で、町有地の貸付金や売払収入でございます。

17款寄附金2,000円ですが、科目の設定でございます。

18款繰入金は総額100万1,000円を計上いたしました。老人保健特別会計等からの精算繰り入れでございます。

次に、19款繰越金については、平成21年度からの純繰越金として、決算見込みを考慮した上で7,000万円を計上いたしました。

20款諸収入でございますが、総額で5,281万5,000円を計上いたしました。

1項延滞金加算金及び過料の50万円につきましては、町税の延滞金に係るものであります。

2項雑入につきましては、月の沙漠記念館や町営プールの売店売り上げ、広告掲載金や有価物売払収入、宝くじ助成金や海洋センター助成金、JR返還金等が主なもので4,964万6,000円を計上いたしました。

3項受託事業収入236万9,000円は、保育所管外乳幼児の受託収入にかかわるものです。

4項貸付金元利収入30万円は、平成18年度に七本地区集会場建設資金として貸し付けました実谷区からの償還金でございます。

21款町債につきましては1億3,760万円を計上し、内容につきましては先ほど第3表、地方債でご説明申し上げたとおりでございます。

以上、歳入合計29億3,000万円となります。

次に、歳出でございますが、予算書の33ページから予算概要の39、40ページをご覧くださいと思います。

1款議会費は6,764万9,000円を計上いたしました。議会運営経費や議員活動経費、議会だよりの発行経費等にかかわるものでございます。

34ページからの2款総務費につきましては、前年度に比べ9,056万円増の5億6,421万5,000円を計上いたしました。

1項総務管理費は4億6,463万4,000円となり、主な内容につきましては電算機器の使用料、庁舎管理経費を初めとする事務管理経費ほか広報誌の発行、町有財産の管理、行政区の運営経費や各種防災対策経費などでございます。

35ページ上段のメキシコ使節団派遣旅費につきましては、メキシコで予定されます記念式典への派遣費用でございます。

38ページ中段の舗装工事並びに旧社協建物解体工事につきましては、老朽化が進む旧社会福祉協議会の建物を解体し、跡地の有効利用を図るものでございます。

38ページ下段、記録映像DVD複製委託は、平成21年度実施の400周年事業の記録映像を複製し、400年前の史実を継承するため全世帯にDVDを配布するものであります。

また、39ページ上段の国際交流事業につきましては、メキシコで予定される記念式典の参加にかかわる使節団の共通経費等を計上したものでございます。

続いて、41ページから42ページ下段にかけての2項徴税費は、賦課徴収事務にかかわる電算経費等でございます。前年度に比べ798万円の増額となっておりますが、増額の主な要因は、

先ほど第2表、債務負担行為でご説明申し上げましたとおり、土地評価資料作成、市街地宅地評価業務、また不動産鑑定の委託経費等の増額によるものとなっております。

3項戸籍住民台帳費は2,876万6,000円を計上いたしました。迅速な窓口対応と事務の効率化を図るため、戸籍の電算化事業を推進いたします。本年度は戸籍の電子データ化を実施し、平成24年度の本格稼働を目指すものでございます。

44ページに移り、4項選挙費ですが、平成22年度中に執行予定の参議院議員選挙並びに平成23年4月執行予定の県議会議員選挙の期日前経費にかかるもので、604万1,000円を計上いたしました。

次に、5項統計調査費は、平成22年10月1日を基準に実施される国勢調査の実施経費のほか、各種統計経費で347万9,000円を計上いたしました。

6項監査委員費は、監査委員報酬並びに事務費でございます。

46ページからの3款民生費につきましては6億8,475万5,000円を計上し、前年度と比べ9,970万7,000円増となりました。全体の23.4%を占めております。

1項社会福祉費は、民生費全体の7割を占めます4億6,385万1,000円を計上いたしました。主な内容といたしましては、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの各種特別会計への繰出金のほか、老人保健、障害福祉にかかわる扶助費、社会福祉協議会への運営補助等が上げられます。

47ページ上段、緊急電話設置料及び電話回線料並びに47ページ下段の緊急電話利用料につきましては、高齢者のみの世帯を対象に緊急時の連絡手段として通報装置を設置するものでございます。また、47ページ下段、養護委託は、養護老人ホームへの入所措置に対する経費であり、本年度は速やかな対応を図るため、1名分の追加費用を見込みました。

続きまして、49ページをご覧いただきたいと思っております。

2項児童福祉費につきましては、保育所並びに放課後児童クラブの運営経費に係る経費のほか、児童手当、子ども手当に係る経費を見込んで2億2,090万4,000円を計上いたしました。

50ページ下段の芝生購入は、子供の安全な遊び場の確保と環境対策への観点から、児童館外庭に芝生を設置するもので、52ページ下段、バス購入は、安全面の充実を図るためスクールバスの購入を行うものであります。

続きまして、衛生費は5億2,337万5,000円を計上し、全体の17.9%を占めております。

1項保健衛生費でございますが、町民の健康管理促進に資する各種健診事業、感染症予防や乳幼児医療に係る経費のほか、国保国吉病院負担金などで1億3,493万2,000円を計上いたしま

した。

54ページ下段の予防接種事業委託につきましては、かかりつけ医師のもと保護者同伴で予防接種を実施するための経費のほか、新たに高齢者の肺炎予防接種の助成に取り組めます。

55ページ上段の児童インフルエンザ予防接種につきましては、引き続き中学生以下のインフルエンザ予防接種の助成を行うものであります。

55ページ下段、ミヤコタナゴ保護増殖事業は、天然記念物ミヤコタナゴの生息地維持保全に努めるものでございます。

56ページに移り、第2項清掃費は、清掃センターの運営経費や合併浄化槽設置補助のほか、夷隅環境衛生組合の負担金で3億5,650万5,000円を計上いたしました。

58ページ上段、施設補修工事は平成20年度から3カ年計画で実施しております最終処分場の閉鎖工のほか清掃センターの施設補修にかかわる経費でございます。

59ページに移りまして、3項上水道費ですが、町水道事業にかかわる運営費補助、南房総広域水道企業団に対する補助及び出資となっております。町水道事業に対する運営補助については、安定的な運営と供給単価の抑制を目的に、引き続き1,500万円の補助をするものであります。

4項予防費は後期高齢者医療の特定健診等に係る経費で、今年度新たに人間ドック補助を追加いたしました。

5款農林水産業費は1億3,051万円を計上し、前年度と比べ5,736万9,000円の増となっております。

1項農業費は農業委員会経費やイノシシ被害対策、各種農業振興にかかわる経費のほか、中山間地域総合整備事業負担金を計上し、前年度に比べ3,173万3,000円増の8,090万9,000円となりました。増額の主な要因は、中山間総合整備事業の事業拡大によるものであります。

60ページ中段の有害鳥獣処理報償並びに有害鳥獣駆除委託は、イノシシ等の有害鳥獣の処理を町猟友会に委託するもので、イノシシの捕獲頭数を80頭分を増やし、被害の抑制に努めるものであります。

61ページの中段、イノシシ被害防止対策補助は、電気さくの設置にかかわるもので、30基分を見込んでおります。

2項林業費については、林道の維持管理費及び団体負担金で141万8,000円です。

61ページ下段、植栽整備委託は、寄附で贈られました松の植栽に係るものでございます。

62ページに移りまして、3項水産業は、種苗放流や漁獲共済補助といった水産業振興経費の

ほか継続実施しております岩和田漁港整備事業、さらには岩和田漁協の冷凍冷蔵庫の整備に対する補助を行い、基盤整備の充実を図り、総額4,818万3,000円を計上いたしました。

次に、6款商工費でございますが、商工費の振興経費や観光振興経費など1億736万2,000円を計上いたしました。

63ページ上段、おんじゅくウェルネス計画委託は、ふるさと雇用創出事業を活用し、住民の健康と地域経済の発展を図るため、地域資源を活用したプログラムの企画立案を委託するものであります。

次の商工会補助は、地域経済の活性化のため商工会が行う各種振興事業及び経営改善支援事業に補助するものでございます。

64ページに移りまして、観光企画作成委託は観光客誘致に向け、年間を通じた特色のあるイベントを企画するものであります。今年度は通常イベントに加え400周年事業に関連した漂着より400年後の御宿写真コンテストを実施するほか、童謡月の沙漠を主体とした新たな活性化企画に取り組みます。

64ページ中段、観光地イメージアップ推進業務委託は、イベント時の観光案内等観光客のニーズ調査について、緊急雇用創出事業を活用し、今後の観光施策に結びつけます。

同じく、64ページ中段の観光施設整備工事は、観光客のニーズに対応できるよう景観に配慮した施設を月の沙漠記念館前に整備いたします。

4目月の沙漠記念館管理運営費は、開館から20年を迎える記念館の管理運営経費を盛り込むほか、修繕料につきましては、記念館2階の遮光カーテンの補修を行うものであります。

5目町営プール管理運営費でございますが、スライダーのメンテナンスや危険箇所について計画的に補修を行うほか、安全で効率的な施設運営に努めるとともに、今年度はフラダンスショーやサービスタイムの実施などイベントの充実を図ってまいります。

67ページでございますが、7款土木費につきましては、6,423万9,000円を計上いたしました。前年度と比べ424万2,000円の増となっております。

1項土木管理費は、職員人件費や団体負担金に係るもので3,502万7,000円を計上いたしました。

2項道路橋梁費でございますが、1,357万5,000円を計上いたしました。今年度は橋梁の長寿命化を進めるための橋梁点検の実施、路面の凹凸や水たまりが交通安全に支障をきたしている町道1034号線の歩道改良のほか生活関連道路の維持、整備を計画的に実施いたします。

続いて、3項住宅費は379万円を計上いたしました。町営住宅の維持管理を行う経費のほか、

矢田団地の屋根防水補修3棟分を実施いたします。

4項都市計画費でございますが、平成21年度に作成いたしました耐震改修促進計画に基づき、地震災害時の揺れや建物崩壊の危険性を予測する地震ハザードマップの作成経費を盛り込みました。

5項河川費につきましては、町内河川の管理経費といたしまして50万円を計上しております。70ページに移り、下水道費は平成21年度執行の町污水適正処理構想の計画策定業務に伴うもので、廃項科目とするものです。

続いて、8款消防費でございますが、町消防団の活動経費や広域常備消防への負担金のほか、今年度は分団統合による新体制の初年度を迎えることから、統合に向けた各関係経費を含め1億9,195万2,000円を計上いたしました。

1目の常備消防費は広域常備消防に対する負担金で1億7,042万6,000円の計上で、今年度は大原署に高規格救急車が配置される予定となっております。

2目非常備消防費は、地域住民の安全で安心な生活を守るため町消防団の活動等にかかわる経費でございます。

72ページに移りまして、9款教育費でございますが、前年度に比べ211万2,000円減の1億5,831万1,000円を計上いたしました。

1項教育総務費につきましては、教育委員会運営費や外国語指導助手のほか各団体に対する補助金で3,536万1,000円となっております。

73ページ上段の臨時職員賃金は、小学校における特別支援教育支援員の配置に係る経費でございます。

75ページ、2項小学校費ですが、主に小学校における管理運営経費や図書等の教育振興経費に係るものでございます。

74ページ下段の教材用備品100万円ですが、新学習指導要領に対応した備品や楽器などの購入など、教育振興備品の充実を図ってまいります。その下の小学校音楽鑑賞教室補助は、演奏家による生の音楽鑑賞を通じ、子供たちの情操を高めます。

76ページに移りまして、3目組合学校費の布施学校組合負担金ではありますが、児童数割を踏まえ、1,435万3,000円を計上いたしました。

なお、布施小学校につきましても御宿小学校同様、教育振興備品の充実を図りました。

続いて、3項中学校費は、中学校における管理運営経費や図書等の教育振興経費のほか、生徒宿泊訓練費補助等で1,434万6,000円を計上いたしました。

78ページ上段からの4項社会教育費でございますが、公民館運営経費や資料館費文化財保護費などで3,760万3,000円を計上いたしました。

78ページ中段の報償費の講師謝金でございますが、400周年記念事業を契機にスペイン・メキシコ両国との交流を一層高めるため音楽コンサートを実施するものでございます。

80ページ中段の公民館教室用備品並びに閲覧用パソコン購入は、公民館の機能向上と交流拠点づくりのため閲覧用パソコンを購入し、専用ブースを設けるものであります。

81ページ下段の無形民俗文化財保存育成補助は、文化財の保存育成のため補助するもので、今年度は補助形態を変更し補助の充実を図ります。

82ページに移りまして、5項保健体育費は体育施設運営費や共同調理場運営費のほか千葉国体でパークゴルフがデモンストレーションとして実施されることから、その経費を含め4,247万6,000円を計上いたしました。

83ページ下段の施設補修工事は、B & G海洋センター屋根の雨漏り補修を行うものであります。

84ページ、3月学校給食費は子供たちに安全でおいしい給食を提供するため、施設のメンテナンス等を行い、安全適正な業務に努めます。

85ページ上段の給食用備品は安全な給食を提供するための回転がま等を購入いたします。

10款災害復旧費でございますが、科目設定として1,000円を計上しているものであります。

次に、11款公債費につきまして4億3,463万1,000円を計上し、前年度に比べ155万3,000円の減となりました。現在償還のピークを迎えておりますが、公債費の抑制に向け引き続き努めてまいりたいと考えております。

12款予備費は、地方自治法における予備費の設定の趣旨を踏まえ、前年度と同額の300万円を計上いたしました。

以上、予算総額を29億3,000万円とするものでございます。

なお、平成22年度予算に係る主要事業等につきましては、予算概要の17ページから36ページにその詳細を示しておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（新井 明君） 平成22年度御宿町一般会計予算につきましては、担当課長より説明がございましたが、質疑及び採決については、明日11日に行います。

請願第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第17、請願第1号 「中小業者の自家労賃を必要経費として認めるために、所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出の請願書についてを議題といたします。

請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、石井芳清君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

（5番 石井芳清君 登壇）

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

請願第1号 「中小業者の自家労賃を必要経費として認めるために、所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出の請願について。

住所、茂原市小林2494 - 8、団体名、茂原民主商工会会長、田村眞紀夫。

紹介議員、石井芳清。

御宿町議会議長、新井 明様。

請願の理由。

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。この零細業者を支えている家族従業者の自家労賃は、所得税法第56条、配偶者とその親族が事業に従事したとき対価の支払いには必要経費に算入しないとの条文要旨により、必要経費として認められておりません。税法上では、青色申告にすれば給料を経費にすることができます。同じ労働に対して青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しております。世界の主要国でいえば、自家労賃を必要経費として認め正統に評価しています。日本でも家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条の廃止をお願いするものであります。

以上、政府及び関係行政官庁あてに提出をお願いするものであります。

詳細の内容は添付資料のとおりでございます。採択くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（新井 明君） 本請願に質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第1号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、請願第1号は採決することに決しました。

発議第1号の上程、説明、採決

議長(新井 明君) 日程第18、発議第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書についてを議題といたします。

石井芳清君、登壇の上、説明をお願いします。

(5番 石井芳清君 登壇)

5番(石井芳清君) 5番、石井です。

発議第1号 平成22年3月9日、所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について。

御宿町議会議長、新井 明様。

提出者、御宿町議会議員、石井芳清。

賛成者、御宿町議会議員、白鳥時忠、大地達夫、松崎啓二、中村俊六郎。

所得税法第56条の廃止を求める意見書を、地方自治法第112条及び御宿町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由については、請願理由と同様でございますので割愛させていただきます。

意見書につきましても、添付のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

議長(新井 明君) 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(新井 明君) 賛成多数です。

よって、発議第1号は可決することに決しました。

発議第2号の上程、説明、採決

議長（新井 明君） 日程第19、発議第2号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採決に向けた取組みを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者、白鳥時忠君、登壇の上、説明をお願いします。

（2番 白鳥時忠君 登壇）

2番（白鳥時忠君） 2番、白鳥です。

発議第2号 平成22年3月9日。

御宿町議会議長、新井 明様。

提出者、御宿町議会議員、白鳥時忠。

賛成者、御宿町議会議員、大地達夫、松崎啓二、中村俊六郎。

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取組みを求める意見書を、地方自治法112条及び御宿町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由。

人類史上最初の原子爆弾の惨禍を経験した広島市や長崎市は、この悲劇が再び起きることがないように、全世界に対し、一貫して核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けてきました。昨年の4月のオバマアメリカ大統領の「核兵器のない世界」に向けた演説以降、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速しています。

こうした、歴史的な流れを更に確実なものとするため、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を本年、米国で開催を予定されているNPT再検討会議での採択を目指し、国会及び政府に対し意見書を提出するものです。

意見書につきましては、添付のとおりですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（新井 明君） 発議第2号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を直ちに採決いたします。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、発議第2号は可決することに決しました。

散会の宣告

議長（新井 明君） 以上で、本日の日程は終了いたします。

次の本会議は明日3月11日午後1時30分から開会をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時39分）